

第2期

和水町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

和水町

はじめに

本町では、平成 27 年 3 月に「第 1 期和水町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたちの健やかな成長をはぐくむため、母子保健・相談事業及び幼児教育・保育の提供や子ども・子育て支援事業に取り組んでまいりました。併せて、放課後児童クラブの待機児童の解消や病児保育の充実などにも努めてまいりました。

しかしながら、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し、さらに全国的に問題となっている少子化、子どもの貧困、児童虐待等については、本町においても今後さらに解決に向けて取り組まなければならない課題でもあります。

国では、平成 29 年 6 月に『子育て安心プラン』、平成 30 年 9 月には『新・放課後子ども総合プラン』が策定され、さらに令和元年 10 月より、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家族の経済的負担の軽減を図るため、保育所等の利用料を無償化する措置が開始されました。

本町では、これらの国の施策及び「子ども・子育て支援法」、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に準拠し、「第 2 期和水町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後は、本計画の基本理念に掲げる「子どもの笑顔が輝く和水町」をめざし、子どもたちが安心して健やかに成長できる環境を整えるとともに保護者に寄り添った支援に取り組んでまいります。

なお、子どもたちが、安心・安全な環境で健やかに過ごせるのは地域の皆様のあたたかい見守りがあるからです。本計画により、かけがえのない子どもたちの未来を明るく輝かせるために、今まで以上に子ども・子育て支援の充実に努めてまいりますので、地域の皆様のなお一層の御協力をお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました和水町子ども・子育て推進協議会の皆様をはじめ、アンケート調査や関係団体ヒアリングに御協力いただきました町民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

和水町長 高築泰廣

目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 和水町子ども・子育て支援事業計画策定の経緯	1
2 これまでの国の動き	2
3 計画策定にあたって	3
4 計画の位置づけと基本方針	3
5 計画の期間	4
第2章 子どもを取り巻く環境	5
1 人口・世帯の状況	5
2 将来人口の推計	11
3 子どもを取り巻く現状	14
4 ニーズ調査の概要	15
第3章 第1期子ども・子育て支援事業計画の成果と和水町の課題	26
1 第1期子ども・子育て支援事業計画の成果	26
2 和水町の課題	27
第4章 計画の基本的な考え方	28
1 計画の基本理念	28
2 計画の基本目標	28
第5章 子ども・子育て支援の講ずべき施策	29
1 教育・保育提供区域	29
2 幼児期の学校教育・保育の提供体制の整備	29
3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備	31
4 母子保健事業の推進	40
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する 体制の確保	47
6 産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	47
7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との 連携	47
8 子どもの貧困対策の推進	50
9 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用 環境の整備に関する施策との連携	51
10 定住自立圏共生ビジョンの取り組み	51
第6章 計画の推進に向けて	52
1 計画の周知徹底	52
2 推進体制づくり	52

3 計画の点検・評価	52
資料編	53
設置要綱	53
委員構成	54
用語集	55

第1章 計画策定の趣旨等

1 和水町子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

国においては、急速な少子化の進行や、核家族化・高齢化の進行に伴う地域とのつながりの希薄化等、地域・家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指し、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表されるとともに、平成22年1月29日に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされました。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

しかしながら、我が国の子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、晩婚化や未婚化等を背景として少子化が急速に進行している一方で、就労形態の多様化や女性の社会進出増加に伴い、保育ニーズは年々増大しており、都市部を中心に、待機児童問題が深刻化しています。

このような社会的背景のもと、国では、平成29年6月に『子育て安心プラン』、平成30年9月には『新・放課後子ども総合プラン』が策定され、待機児童解消や女性就業率80%（M字カーブの解消）に向けた保育のさらなる量的拡充、放課後児童クラブの量的拡充を図ることとされています。さらに、令和元年10月より、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家族の経済的負担の軽減を図ることを目的に、幼稚園・保育園・認定こども園の利用料を無償化する措置が開始されました。

本町は、今後も子ども・子育て支援新制度の目的や意義、これまでの国の動向や本町における取り組みを踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「和水町子ども・子育て推進協議会」において、各種施策を分析・評価するとともに、ニーズ調査により把握した利用希望等を踏まえ審議を行い、令和2年度からの「第2期和水町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 これまでの国の動き

我が国では、急速な少子化の進行や、核家族化・高齢化の進行に伴う地域とのつながりの希薄化等、地域・家庭を取り巻く環境の変化に対し様々な対策が講じられてきました。近年では、平成29年6月に「子育て安心プラン」、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」の策定、令和元年10月には「幼児教育・保育の無償化」の実施等により、更なる保育・教育施策の推進に向けた取り組みが行われています。

〈これまでの国の動き〉

年	国の動き
平成2年度(1990)	・合計特殊出生率「1.57ショック」
平成6年度(1994)	・エンゼルプラン策定
平成7年度(1995)	・緊急保育対策5か年事業(～H11年度)
平成11年度(1999)	・新エンゼルプラン策定
平成13年度(2001)	・仕事と子育ての両立支援等の方針(待機児童ゼロ作戦等)閣議決定
平成14年度(2002)	・少子化対策プラスワン
平成15年度(2003)	・次世代育成支援対策推進法制定 ・少子化社会対策基本法施行
平成16年度(2004)	・少子化社会対策大綱閣議決定 ・子ども・子育て応援プラン少子化社会対策会議決定
平成18年度(2006)	・新しい少子化対策について少子化社会対策会議決定 ・認定こども園制度スタート
平成19年度(2007)	・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略少子化社会対策会議決定
平成20年度(2008)	・新待機児童ゼロ作戦について厚労省発表
平成22年度(2010)	・子ども・子育てビジョン閣議決定 ・子ども・子育て新システム検討会議
平成24年度(2012)	・子ども・子育て関連3法公布 ・子ども・子育て新システムの基本制度少子化社会対策会議決定
平成25年度(2013)	・子ども・子育て会議設置
平成26年度(2014)	・子供の貧困対策大綱の閣議決定
平成27年度(2015)	・子ども・子育て支援新制度スタート
平成28年度(2016)	・ニッポン一億総活躍プランの決定
平成29年度(2017)	・子ども・子育て支援法の改正 ・子育て安心プラン策定
平成30年度(2018)	・新・放課後子ども総合プラン策定
令和元年度(2019)	・幼児教育・保育の無償化を10月より開始。3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育所(園)・幼稚園・認定こども園等の保育料の無償化。

3 計画策定にあたって

「第2期和水町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握をするため、就学前児童・小学生児童がいる世帯604件への二重調査を平成31年2月に実施しました。

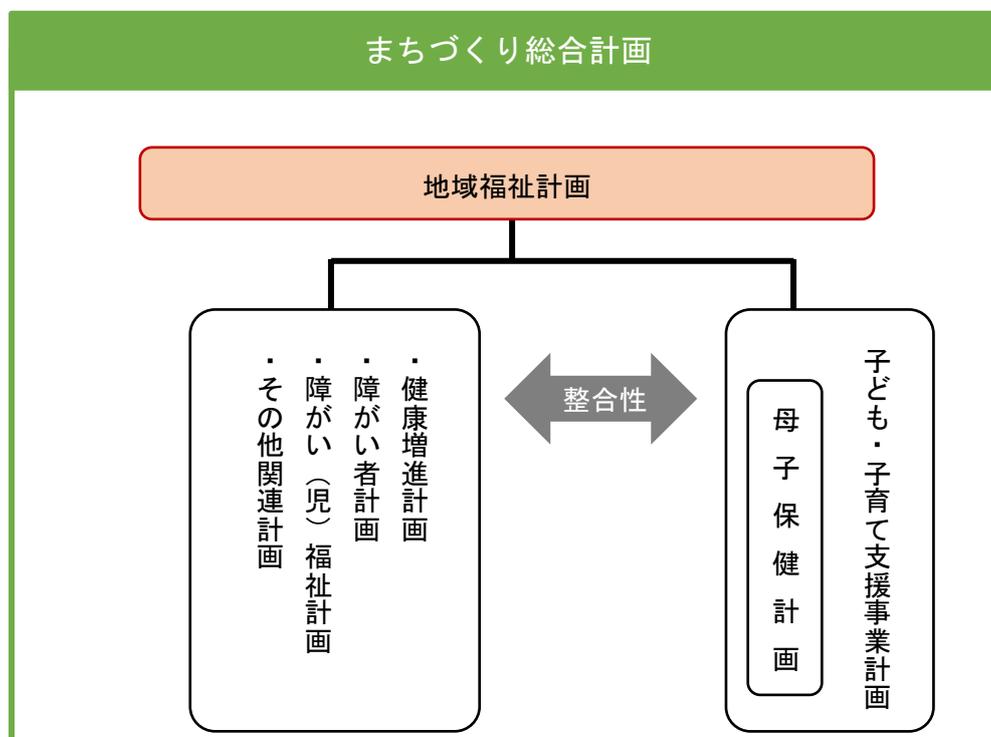
また、関係機関や団体の代表者等で構成する「和水町子ども・子育て推進協議会」と子ども・子育てにかかわる当事者等の様々なご意見を伺い計画を策定しました。

4 計画の位置づけと基本方針

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」の内容を一部引き継いだものとしています。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、「総合計画」及び「地域福祉計画」をはじめとする町の各種関連計画との整合性を図りました。



5 計画の期間

子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援事業計画は、5年間を一期として策定するものとされています。そのため、第2期子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として、令和元年度に策定しました。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画策定					
	点検・評価	点検・評価	点検・評価	点検・評価	点検・評価
	必要に応じて見直し				見直し

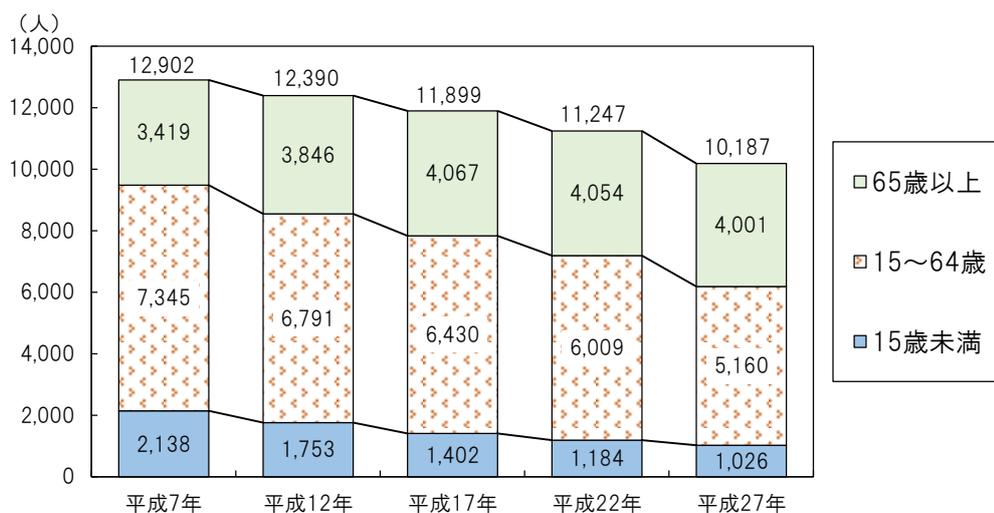
第2章 子どもを取り巻く環境

1 人口・世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

人口の推移をみると、全体の人口は減少傾向にあり、年齢3区分別にみると、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

〈総人口及び年齢3区分別人口の推移〉



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(人)

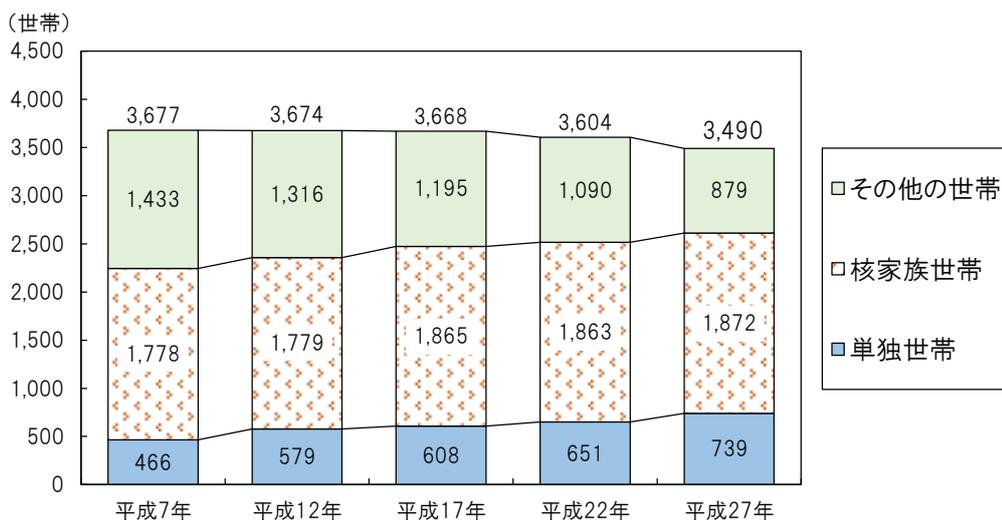
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
15歳未満	2,138	1,753	1,402	1,184	1,026
15～64歳	7,345	6,791	6,430	6,009	5,160
65歳以上	3,419	3,846	4,067	4,054	4,001



(2) 世帯の推移

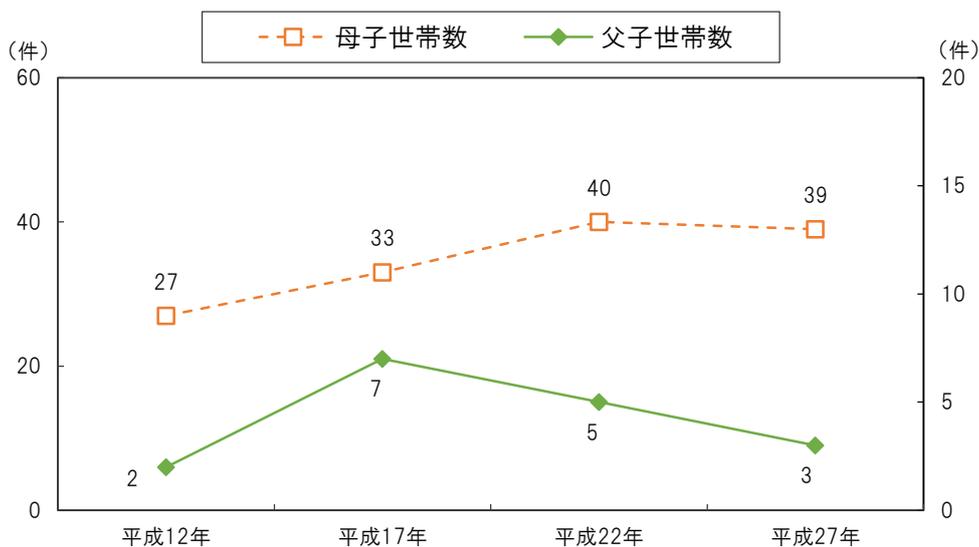
一般世帯数の推移は、減少傾向にあるが、核家族世帯は年々増加傾向にあります。
 また、母子・父子世帯の推移は、母子世帯数が増加傾向にあります。

〈一般世帯数の推移〉



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

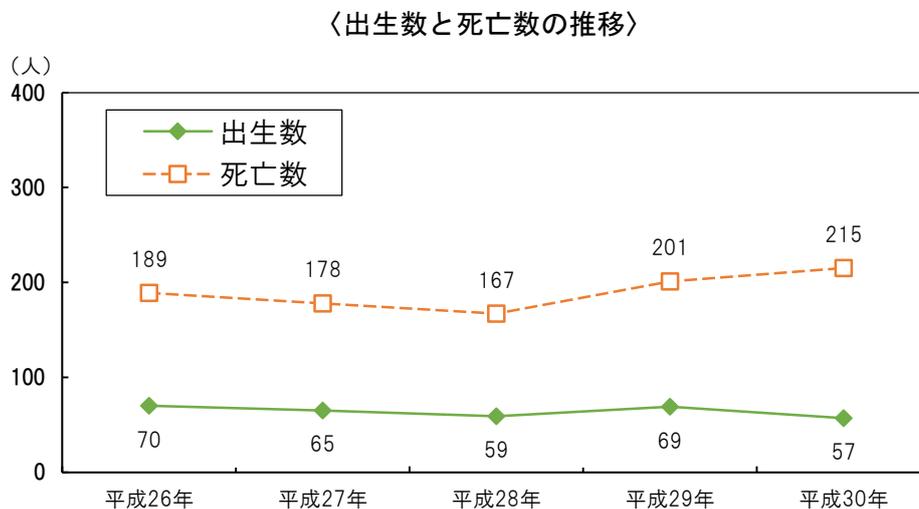
〈母子・父子世帯数の推移〉



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 出生数と死亡数の推移

出生数と死亡数は、一貫して死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。平成30年は出生数57人に対し死亡数215人と、158人の自然減となっています。



資料：熊本県推計人口調査

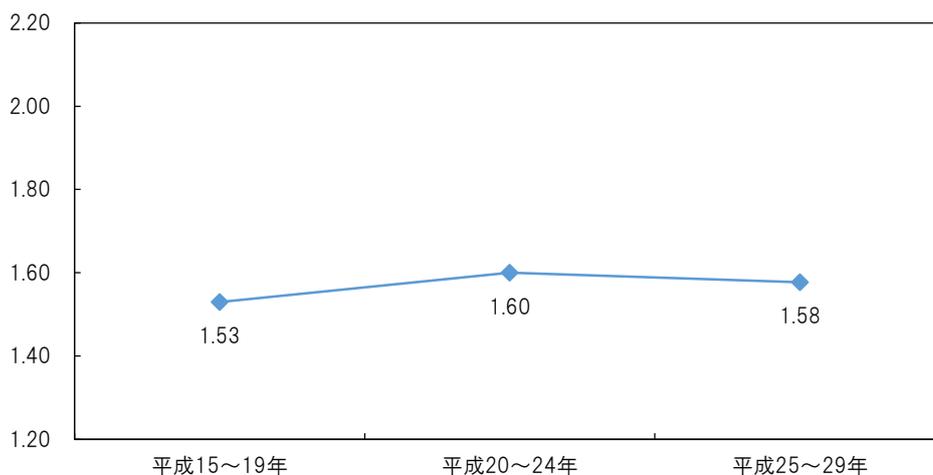


(4) 合計特殊出生率の推移及び比較

合計特殊出生率の推移をみると、平成 25～29 年は、1.58 となっています。人口の維持に必要な合計特殊出生率が 2.07 程度とされていることを考えると、少子化が続いている状況となっています。

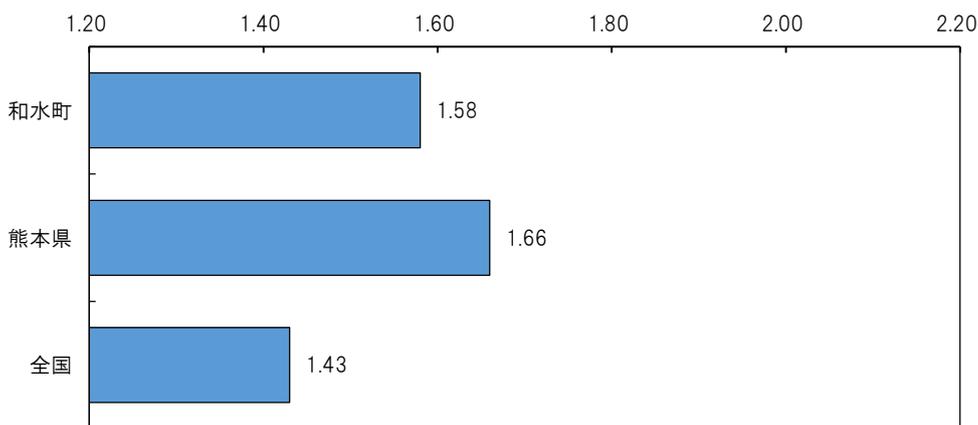
なお、全国、県、と比較した結果をみると、本町の合計特殊出生率は 1.58 と全国を上回り、県を下回っています。

〈合計特殊出生率の推移〉



資料：住民基本台帳／人口動態統計特殊報告

〈合計特殊出生率（平成 25 年～29 年）の比較〉



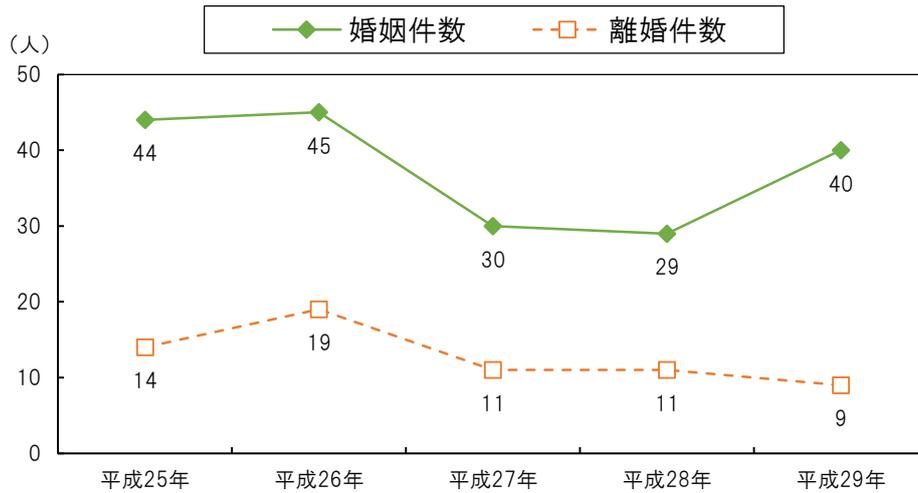
資料：住民基本台帳／人口動態総監

(5) 婚姻・離婚件数及び未婚率の推移

婚姻・離婚件数の推移をみると、5年間の平均婚姻件数は37.6件、平均離婚件数は12.8件となっています。

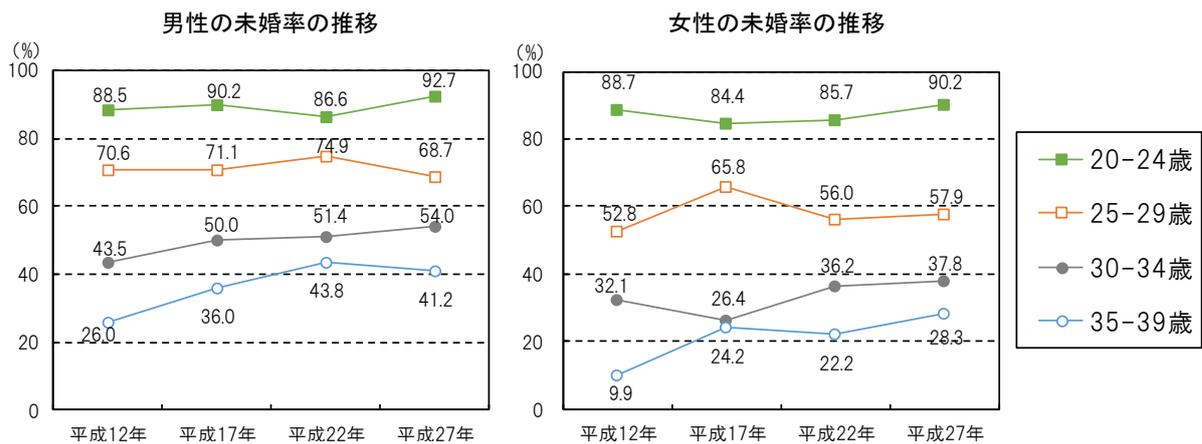
未婚率の推移は、平成27年では20代前半の男女、30代後半の女性で未婚率が上昇しています。

〈婚姻・離婚件数の推移〉



資料：社会・人口統計体系

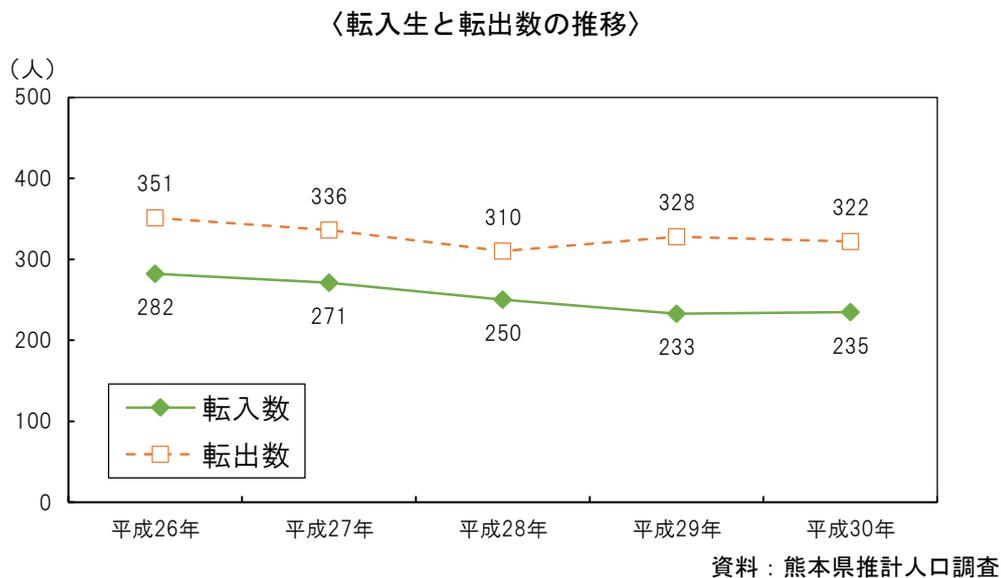
〈未婚率の推移〉



資料：国勢調査

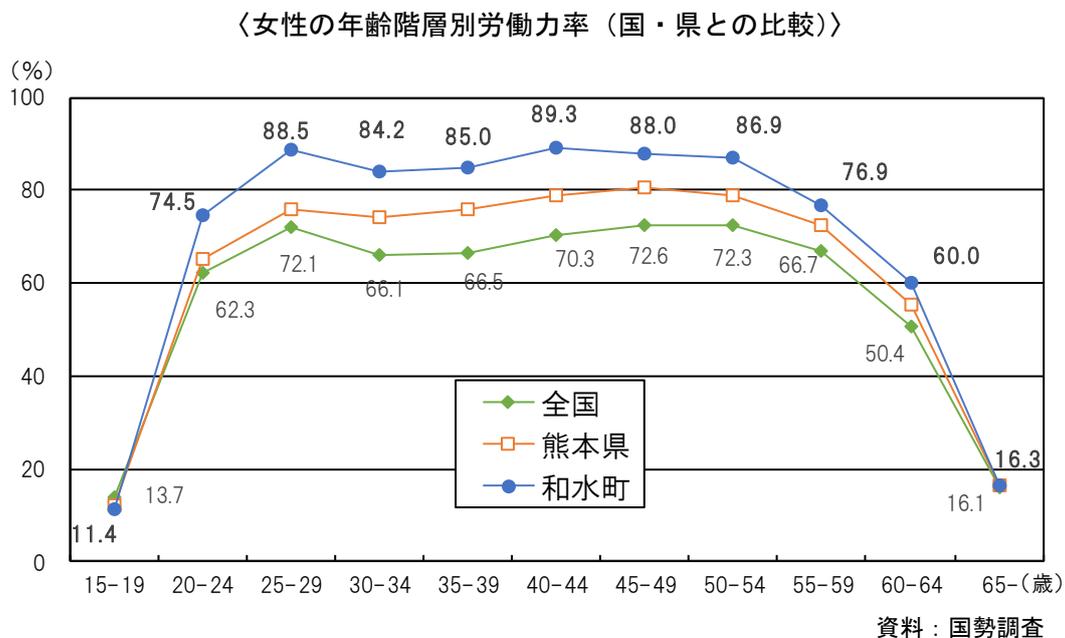
(6) 転入数と転出数の推移

転入数と転出数は、転出数が転入数を上回る状態が続いています。平成30年は転入数235人に対し転出数322人と、87人の社会減となっています。



(7) 女性の年齢階層別労働力率

女性の年齢階層別労働力率は、国、県と比較した結果をみると、本町はいずれの年齢も数値が上回っています。



2 将来人口の推計

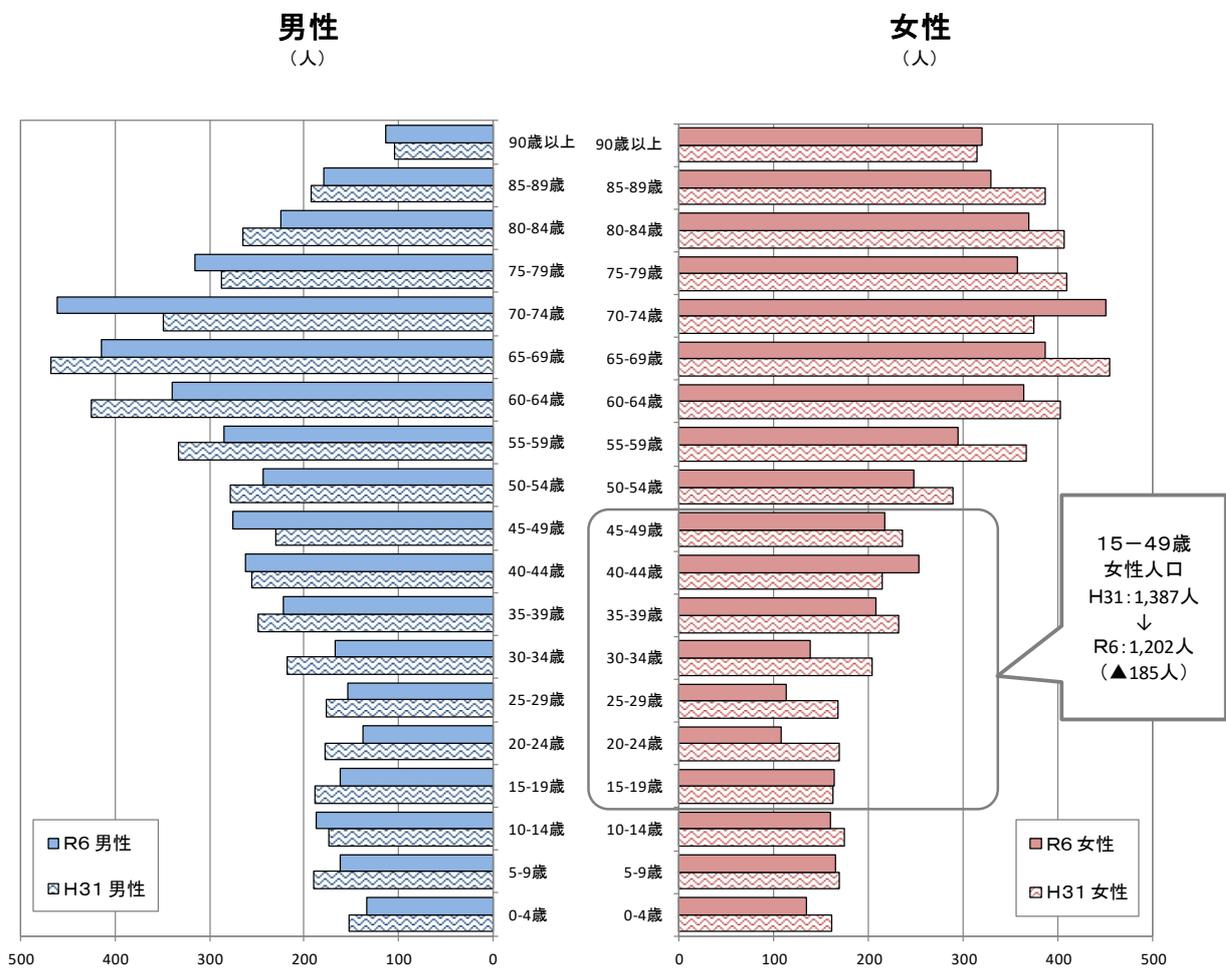
推計人口数は、住民基本台帳による年齢別人口（平成 26 年から平成 30 年までの各年 4 月 1 日現在のもの）を使用し、推計を行いました。

(1) 人口ピラミッド

平成 31 年度（実績）と令和 6 年度（推計）の性別 5 歳階級別の人口による人口ピラミッドは下図のとおりになります。

合計特殊出生率の算定対象である 15 歳から 49 歳の女性人口は、この 5 年間で 185 人減少するものと見込まれます。

〈和水町人口ピラミッド〉

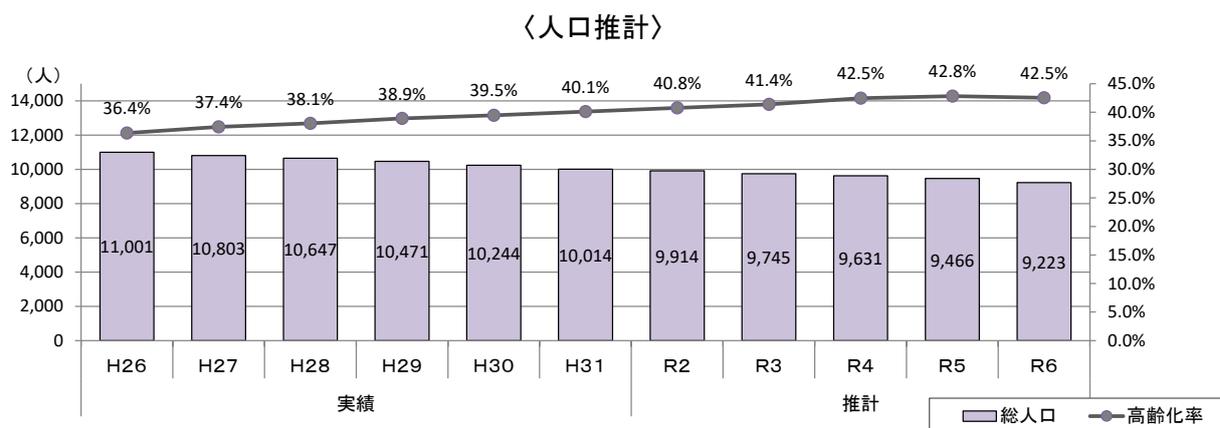


資料：住民基本台帳（実績）平成 31 年 4 月 1 日現在）

(2) 人口推計

総人口は、平成31年（4月1日現在）10,014人から緩やかに減少し、令和2年（4月1日現在）には1万人を下回り、第2期事業計画最終年度の令和6年には、9,223人となる見込みとなっています。

年齢3区分別の内訳をみると、生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しく、平成31年から令和6年までの5カ年間で約600人減少する見込みです。老年人口（65歳以上）は同期間中に約90人の減少にとどまっていますが、総人口の減少により高齢化率も2.4ポイント上昇し、42.5%に達する見込みとなっています。



	実績						推計					増減 R6-H31
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
0-14歳	1,112	1,070	1,063	1,065	1,037	1,020	1,010	1,002	985	969	942	▲ 78
15-64歳	5,888	5,689	5,532	5,329	5,164	4,977	4,861	4,710	4,555	4,441	4,357	▲ 620
65歳以上	4,001	4,044	4,052	4,077	4,043	4,017	4,043	4,033	4,091	4,056	3,924	▲ 93
総人口	11,001	10,803	10,647	10,471	10,244	10,014	9,914	9,745	9,631	9,466	9,223	▲ 791
高齢化率	36.4%	37.4%	38.1%	38.9%	39.5%	40.1%	40.8%	41.4%	42.5%	42.8%	42.5%	2.4%

第1期計画期間(H27～H31)

第2期計画期間(R2～R6)

資料：〈実績〉住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

〈推計〉住民基本台帳を基にコーホート変化率法により算出

コーホート変化率法とは

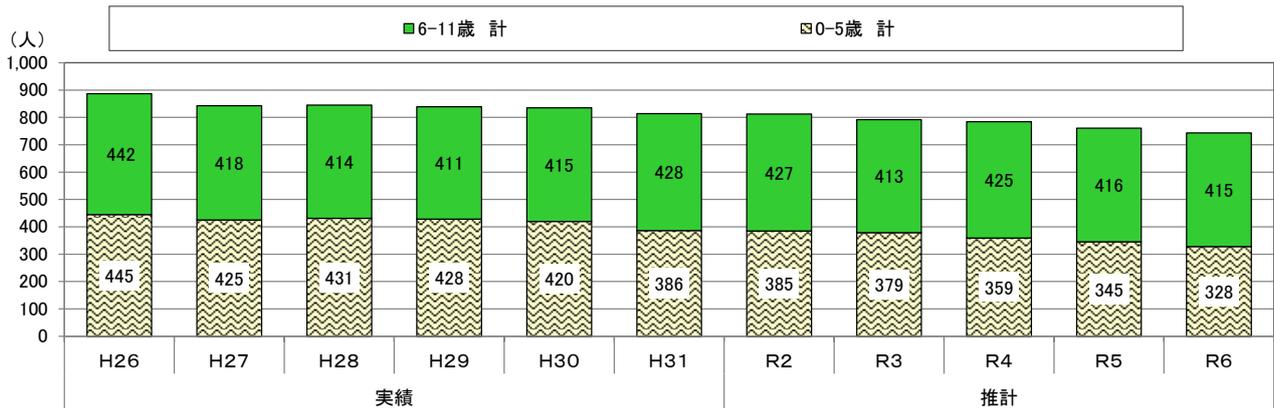
各コーホート（同じ年（または同じ期間）に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(3) 小学生以下の人口推計

就学前児童（0-5歳）は、平成31年（4月1日現在）386人から、令和6年の328人へと58人減少する見込みとなっています。

小学生（6-11歳）は、平成31年（4月1日現在）428人から、令和6年の415人へと13人減少する見込みとなっています。

〈人口推計（小学生以下）〉



〈人口推計（小学生以下）各年齢別〉

	実績						推計					増減 R6-H31
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
0歳	67	65	61	63	61	46	52	52	48	46	44	▲2
1歳	78	70	70	72	64	62	58	56	56	52	50	▲12
2歳	71	77	75	67	74	62	67	60	58	58	54	▲8
3歳	80	70	81	76	67	75	69	70	63	61	61	▲14
4歳	70	76	71	81	73	68	75	68	69	62	60	▲8
5歳	79	67	73	69	81	73	64	73	65	66	59	▲14
6歳	70	74	63	73	67	79	70	63	72	65	66	▲13
7歳	69	67	74	63	75	69	80	70	63	72	65	▲4
8歳	71	68	67	75	62	76	67	80	70	63	72	▲4
9歳	76	68	69	67	76	62	76	68	81	71	64	2
10歳	67	75	65	68	67	76	59	73	66	79	69	▲7
11歳	89	66	76	65	68	66	75	59	73	66	79	13
0-5歳計	445	425	431	428	420	386	385	379	359	345	328	▲58
0-2歳計	216	212	206	202	199	170	177	168	162	156	148	▲22
3-5歳計	229	213	225	226	221	216	208	211	197	189	180	▲36
6-11歳計	442	418	414	411	415	428	427	413	425	416	415	▲13
6-8歳計	210	209	204	211	204	224	217	213	205	200	203	▲21
9-11歳計	232	209	210	200	211	204	210	200	220	216	212	8
合計 (0-11歳)	887	843	845	839	835	814	812	792	784	761	743	▲71

資料：〈実績〉住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

〈推計〉住民基本台帳を基にコーホート変化率法により算出

3 子どもを取り巻く現状

(1) 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の状況

①幼児期の学校教育・保育の状況

平成31年4月1日現在、町内には保育所（園）が4施設、認定こども園が1施設の計5施設となっています。

入所（園）児童数の推移

（単位：人）

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
1号認定		23	18	22	17	
2号認定		184	199	193	197	
3号認定	0歳	36	44	38	35	
	1・2歳	126	113	118	118	
待機児童数 (各年4月1日現在)		0	0	0	0	
定員数	1号認定	50	50	50	50	
	2号認定	202	202	202	202	
	3号認定	0歳	29	29	33	33
		1・2歳	109	109	115	115

②地域子ども・子育て支援事業の施設数の状況

平成31年4月1日現在、町内の地域子ども・子育て支援事業の施設数の状況は以下の通りとなっています。

施設数の推移

（単位：箇所）

事業名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
子育て支援センター ピノッキオ (菊水ひまわり園内)	1	1	1	1	1
子育てひろば (三加和総合支所内)	1	1	1	1	1
一時保育事業	4	4	4	4	4
延長保育事業	4	4	4	4	4
病児・病後児保育事業	1	1	1	2	2
学童クラブ（低学年受入れ事業を含む）	4	4	5	5	5

4 ニーズ調査の概要

(1) 調査の概要

- 調査対象者：0歳～小学校入学前児童調査 和水町在住の「就学前児童」がいる世帯の保護者
小学生児童調査 和水町在住の「小学生児童」がいる世帯の保護者
- 調査期間：平成31年2月
- 調査方法：郵送による配布・回収 ※一部は、保育園（所）、小学校を通じて回収

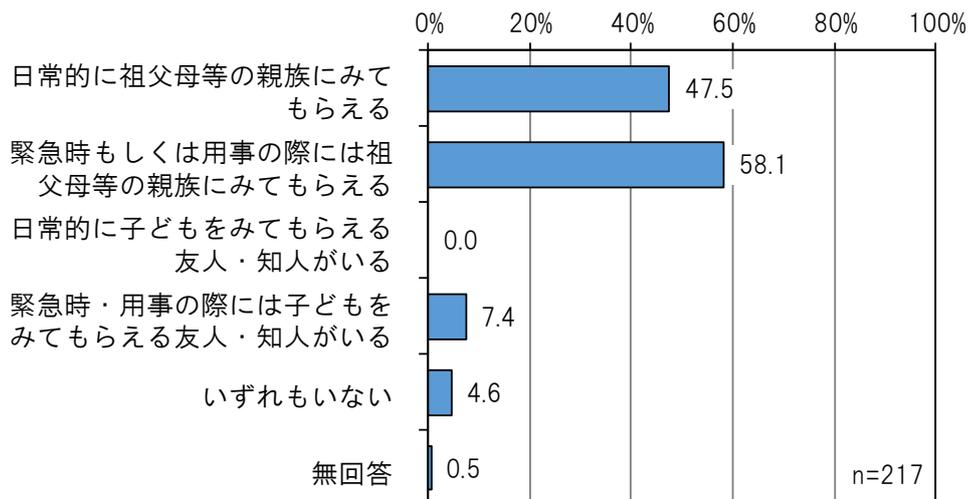
調査票	調査対象者 (配布数)	有効回収数	有効回収率
0歳～ 小学校入学前児童	306件	217件	70.9%
小学生児童	298件	201件	67.4%

(2) 調査結果

①日頃、子どもをみてもらえる親族・知人等の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が58.1%と最も多く、これに「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の47.5%、「緊急時・用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の7.4%が続いています。

〈日頃、子どもをみてもらえる親族・知人等の有無（就学前児童の保護者）〉

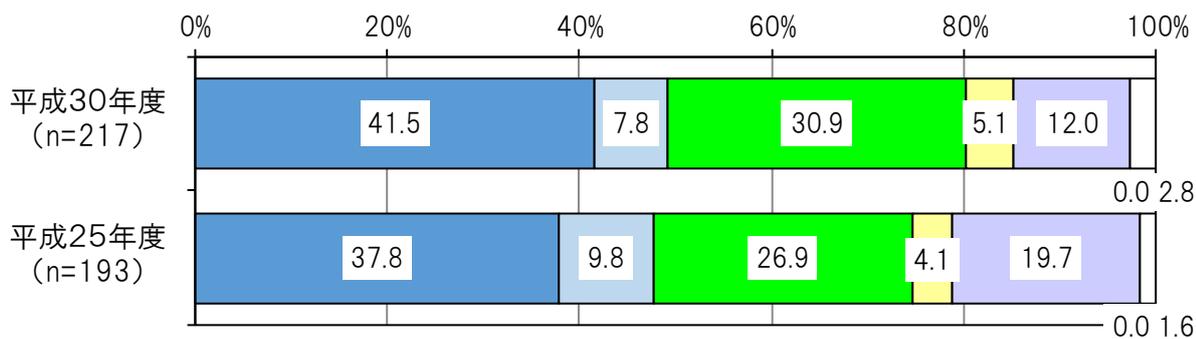


資料：アンケート調査結果

②保護者の就労状況

平成25年度調査と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」を除いた「就労者」については6.7ポイント増加しています。

〈母親の就労状況（就学前児童の保護者）〉



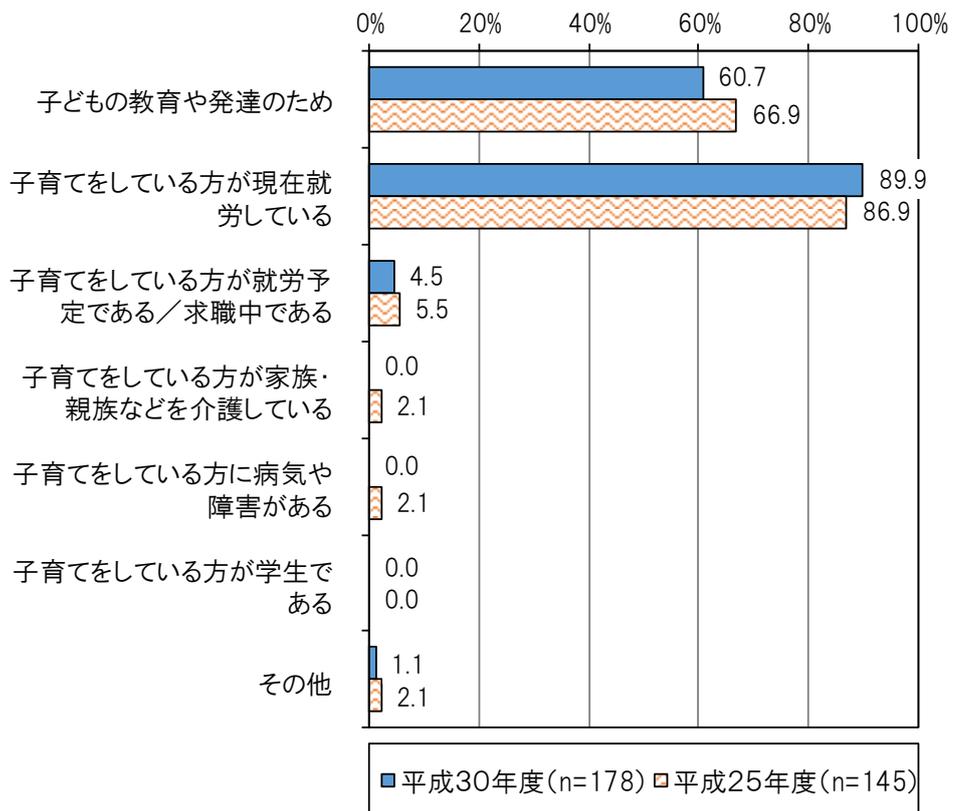
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

資料：アンケート調査結果

③平日定期的に教育・保育事業を利用している理由

平成25年度調査と比較すると、平日定期的に教育・保育事業を利用している理由については、「子育てをしている方が現在就労している」は増加傾向にあり、「子どもの教育や発達のため」「子育てをしている方が就労予定である／求職中である」は減少傾向にあります。

〈平日定期的に教育・保育事業を利用している理由（就学前児童の保護者）〉



資料：アンケート調査結果

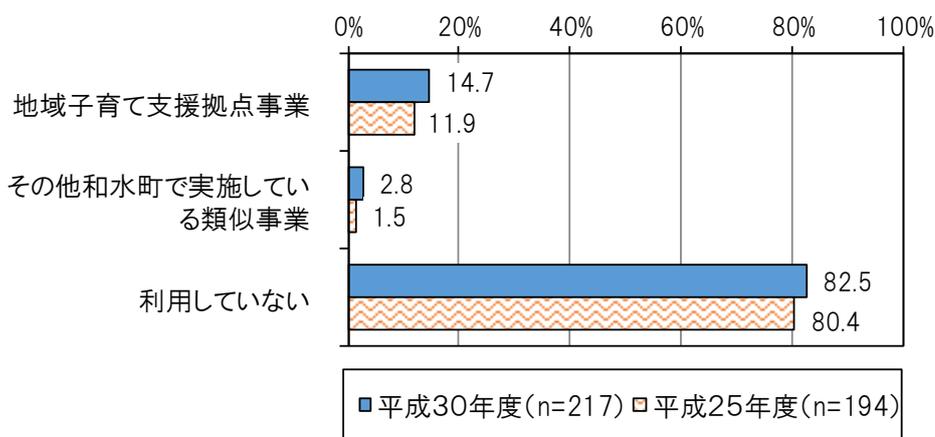


④現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況・利用意向

現在、子育てひろば、ピノッキオで実施している地域子育て支援拠点事業の利用状況について平成25年度調査と比較すると、地域子育て支援拠点事業を利用している人は2.8ポイント増加しています。

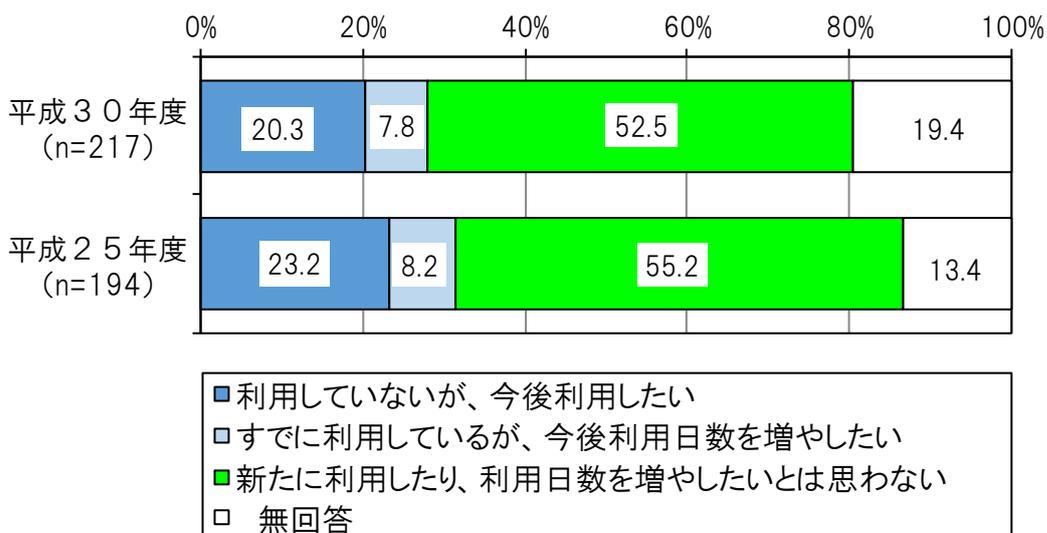
地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向について平成25年度調査と比較すると、「利用していないが、今後利用したい」は減少していますが、一定数利用を希望している人はいます。

〈現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前児童の保護者）〉



資料：アンケート調査結果

〈地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向（就学前児童の保護者）〉



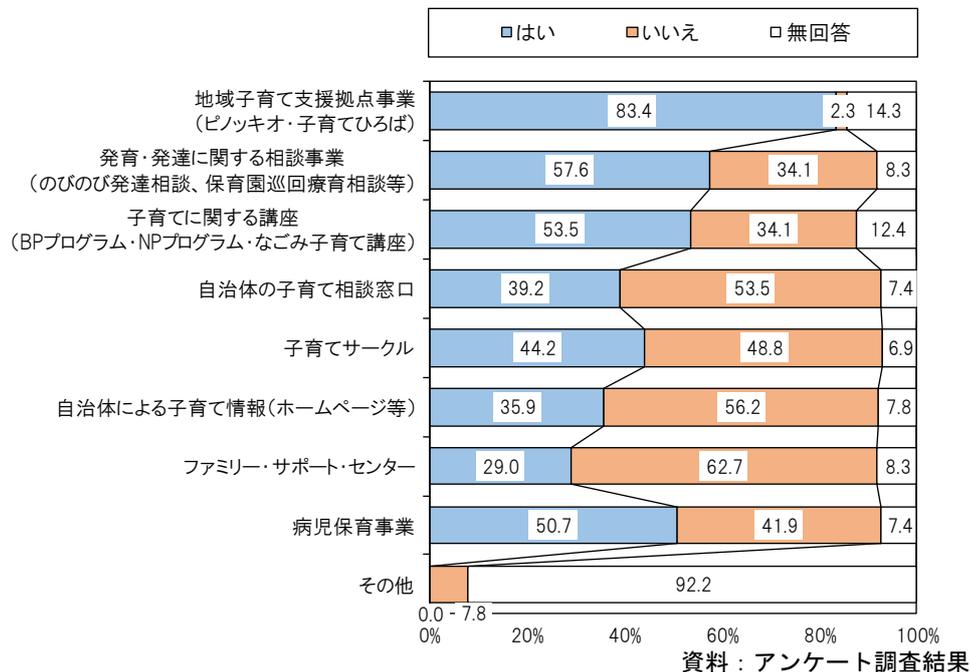
資料：アンケート調査結果

⑤事業の認知度・利用意向

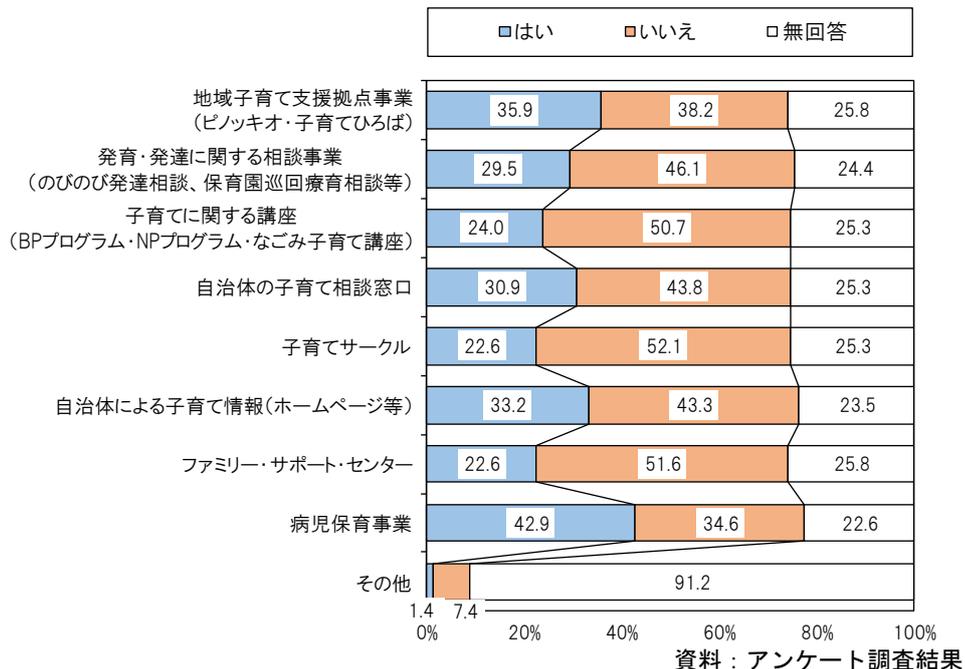
事業の認知度については「地域子育て支援拠点事業（ピノッキオ・子育てひろば）」が最も認知度が高く、「ファミリー・サポート・センター」が最も認知度が低くなっています。

事業の利用意向については「病児保育事業」が最も利用意向が高く、次に「地域子育て支援拠点事業」が高くなっています。また、「自治体の子育て相談窓口」や「自治体による子育て情報（ホームページ）」についても一定数の利用したい意向も上がっており、本町としても相談業務や情報提供について、利用しやすいものにする必要があります。

〈知っている事業（就学前児童の保護者）〉



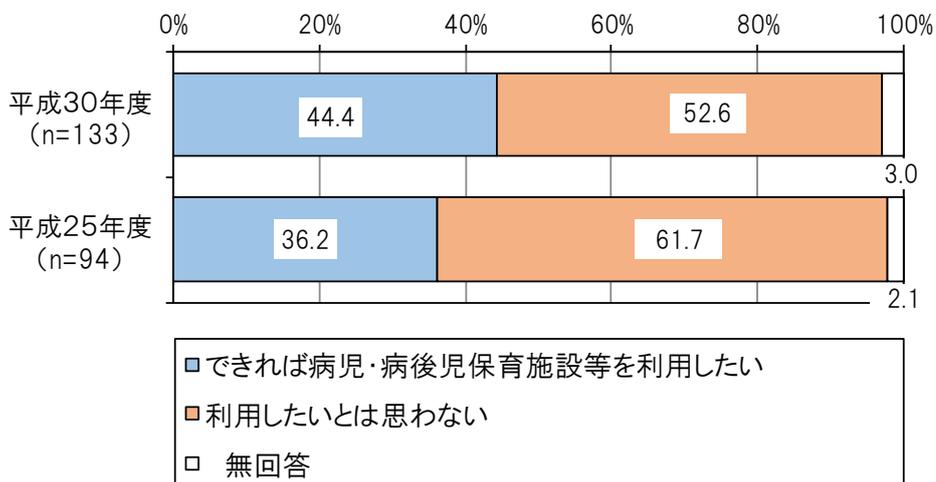
〈今後利用したい事業（就学前児童の保護者）〉



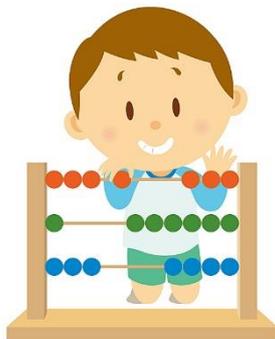
⑥病児・病後児のための保育施設等の利用意向

平成25年度調査と比較すると、できれば病児・病後児保育施設等を利用したい人は8.2ポイント増加しています。

〈病児・病後児のための保育施設等の利用意向（就学前児童の保護者）〉



資料：アンケート調査結果



⑦放課後に過ごさせたい、過ごしていた場所

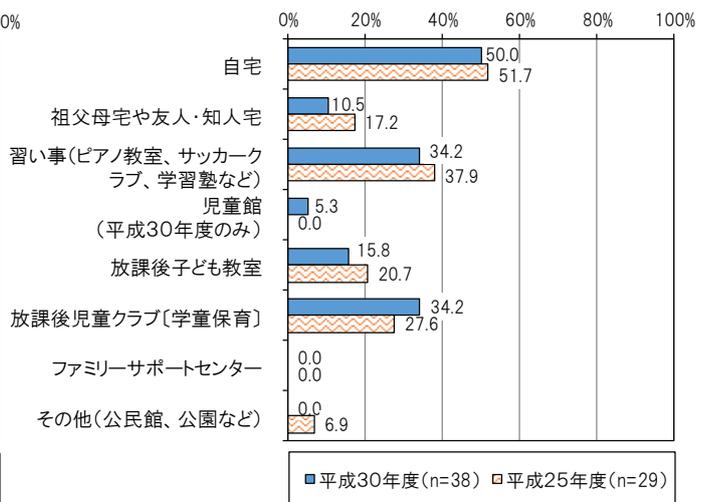
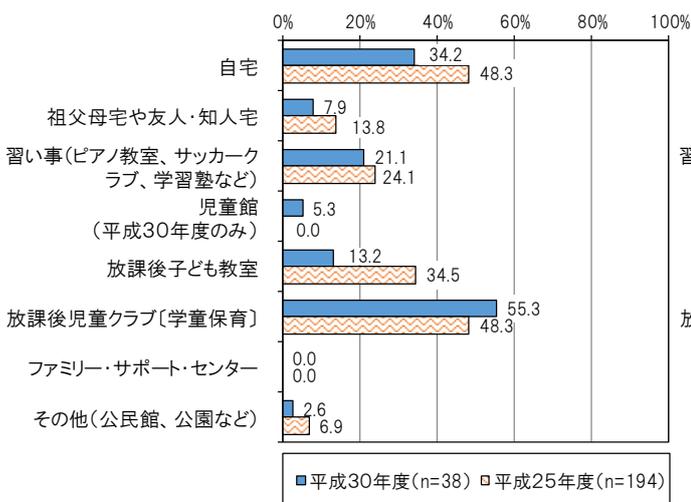
平成25年度調査と比較すると、小学生保護者調査の小学校高学年時に放課後過ごさせたい場所を除いて「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の過ごさせたい、過ごしていたの割合は増加しています。

「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の就学前児童保護者と小学生保護者の結果については、就学前児童保護者の方が利用意向は高くなっています。

【就学前児童の保護者】

〈小学校低学年時に放課後過ごさせたい場所〉

〈小学校高学年時に放課後過ごさせたい場所〉

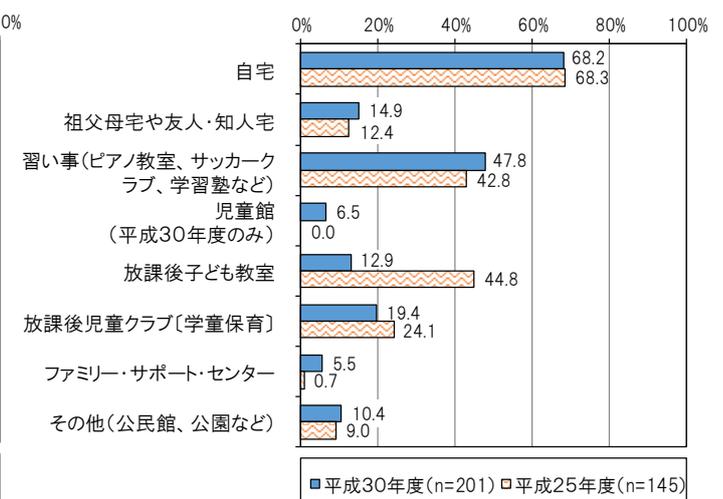
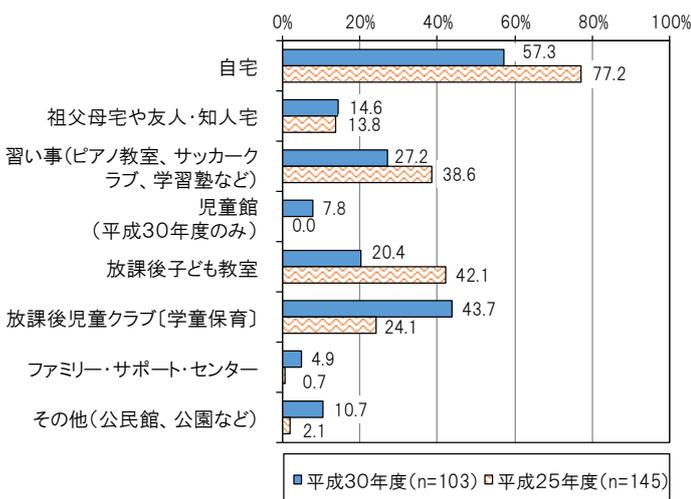


資料：アンケート調査結果

【小学生の保護者】

〈小学校低学年時に放課後過ごさせたい、過ごしていた場所〉

〈小学校高学年時に放課後過ごさせたい、過ごしていた場所〉



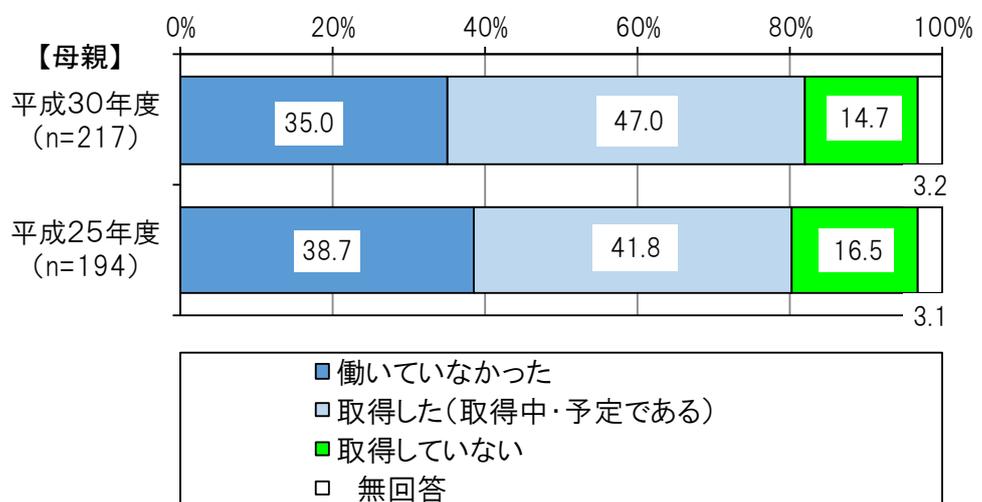
資料：アンケート調査結果

⑧育児休業取得の状況

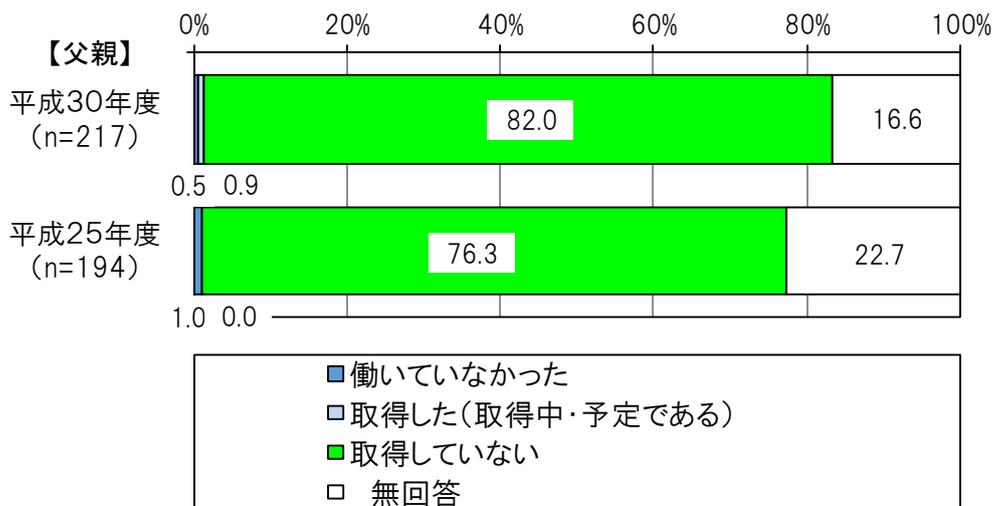
育児休業取得の有無を平成25年度調査と比較すると、母親の育児休業を「取得した（取得中・予定である）」は5.2ポイント増加しています。父親では育児休業を「取得した（取得中・予定である）」は変わりなく、低い数値となっています。

育児休業を取得していない理由を平成25年度調査と比較すると、母親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が大きく減少し、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」は増加しています。一方、父親の「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」は増加、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」は減少しています。

〈育児休業取得の有無（就学前児童の保護者）〉

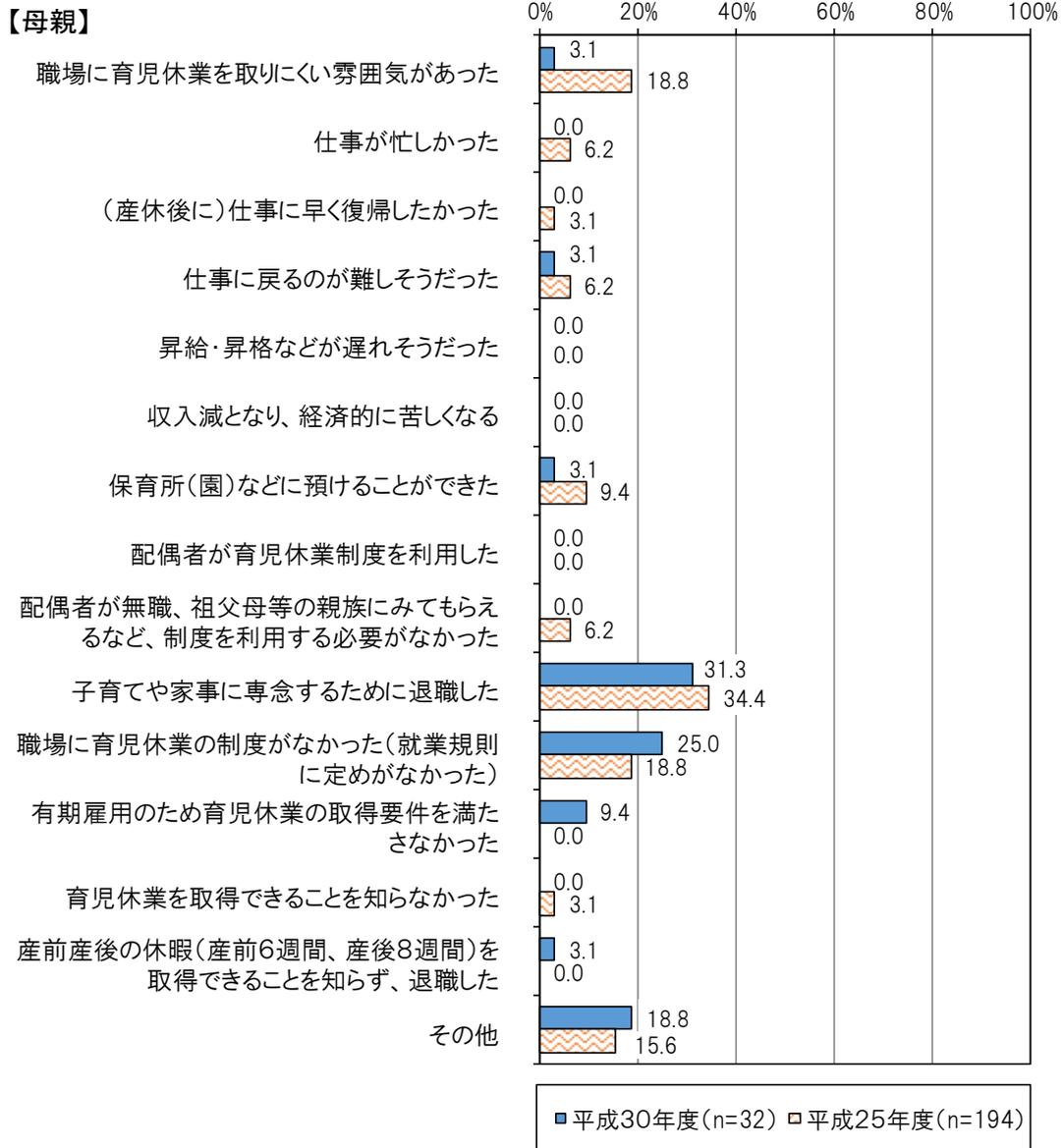


資料：アンケート調査結果



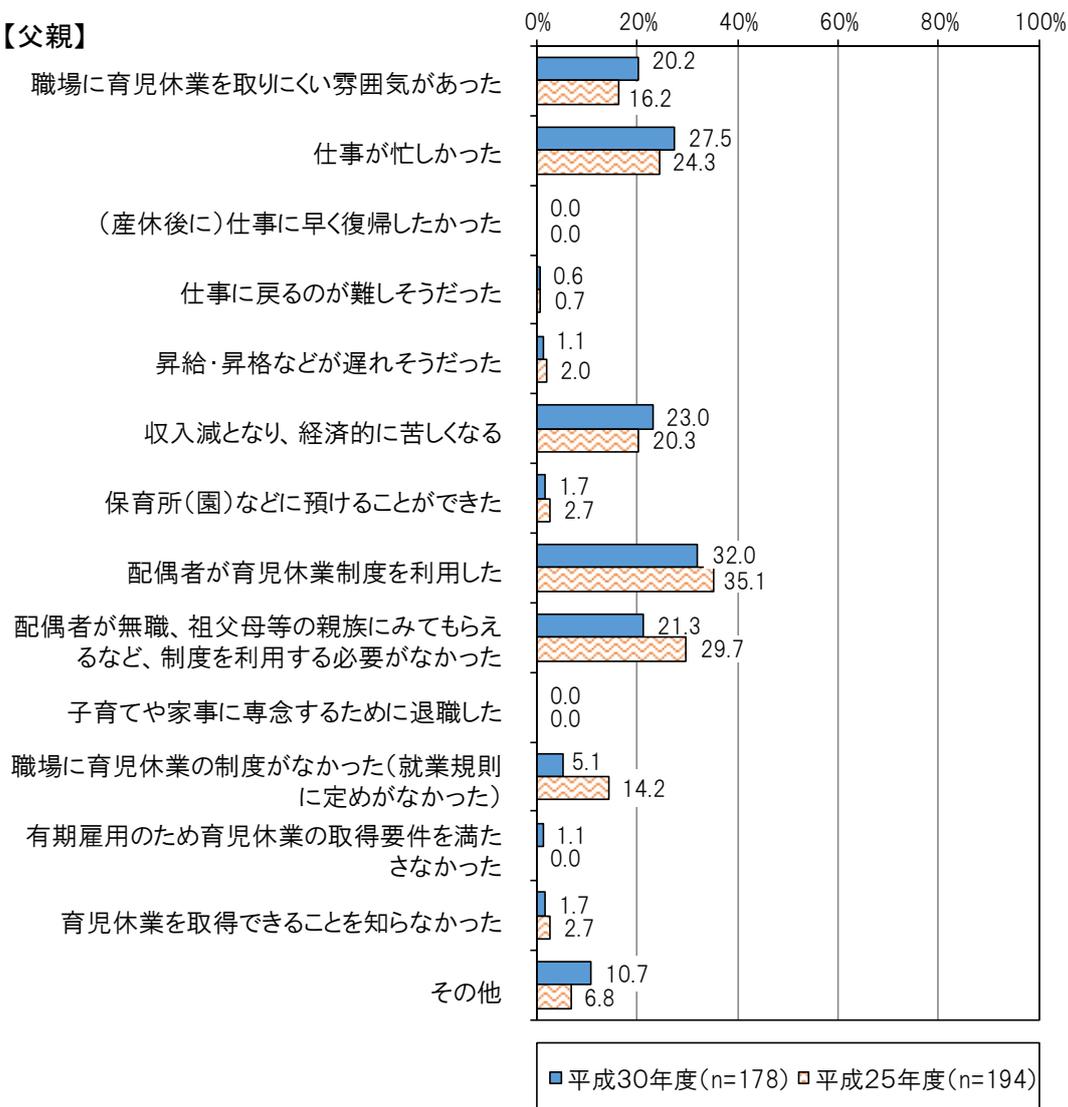
資料：アンケート調査結果

〈育児休業を取得していない理由（就学前児童の保護者）〉



資料：アンケート調査結果

【父親】



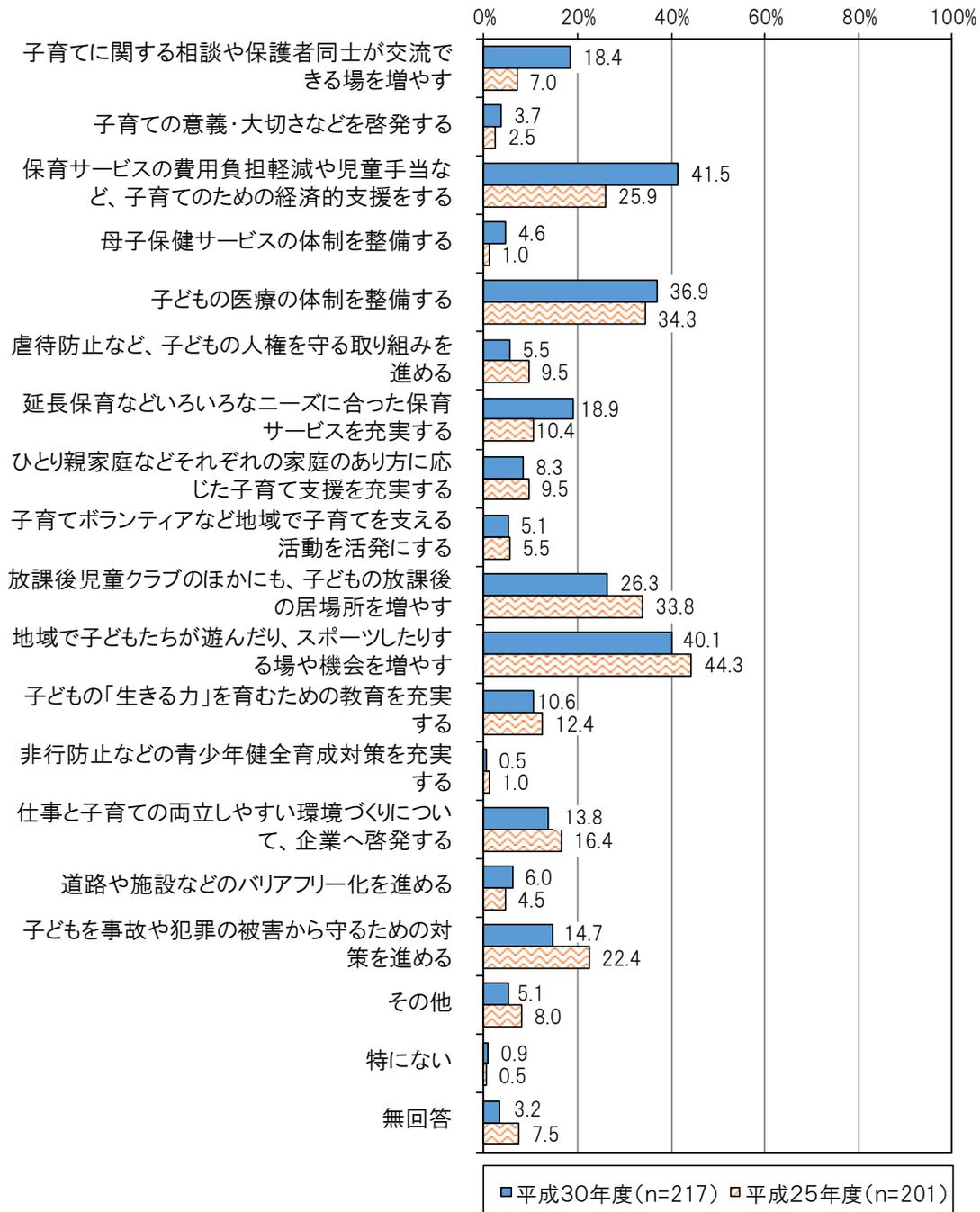
資料：アンケート調査結果



⑨子どもを健やかに生み育てるために、町に期待すること

平成25年度調査と比較すると、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」「子育てに関する相談や保護者同士が交流できる場を増やす」「延長保育などいろいろなニーズに合った保育サービスを充実する」等が増加しています。

〈子どもを健やかに生み育てるために、町に期待すること（就学前児童の保護者）〉



資料：アンケート調査結果

第3章 第1期子ども・子育て支援事業計画の成果と和水町の課題

1 第1期子ども・子育て支援事業計画の成果

第1期計画の事業の成果については、概ねニーズに応じて対応することができましたが、利用者支援事業や養育支援訪問事業については実施することができていないため、第2期計画時にはニーズに応じて実施を検討する必要があります。

また、ファミリー・サポート・センター等については認知度が低い問題もあるため、事業の周知等にも努め、限られた資源を有効に活用し対応する必要があります。

〈各事業の実績の状況〉

事業名		単位	実績			
			H27	H28	H29	H30
幼児期の学校教育・保育	1号認定（3～5歳）	人/年	23	18	22	17
	2号認定（3～5歳）	人/年	184	199	193	197
	3号認定（0歳）	人/年	36	44	38	35
	3号認定（1・2歳）	人/年	126	113	118	118
時間外保育事業（延長保育事業）		人/年	174	203	158	152
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	低学年	人/年	65	87	61	83
	高学年	人/年	0	0	0	0
	合計	人/年	65	87	89	83
子育て短期支援事業（ショートステイ）		人日/年	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業		人日/年	1,773	1,876	2,475	2,755
一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	人日/年	1,918	1,276	1,184	1,184
	それ以外（保育所での一時預かり等）	人日/年	746	362	197	257
	合計	人日/年	2,664	1,638	1,381	1,441
病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児預かり事業		人日/年	22	22	14	21
ファミリー・サポート・センター事業 就学児童（子育て援助活動支援事業）		人日/年	0	0	0	0
利用者支援事業		箇所/年	0	0	0	0
妊婦健康検診		人/年	90	114	86	80
乳児家庭全戸訪問事業		人/年	64	51	73	43
養育支援訪問事業		人/年	0	0	0	0
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		箇所/年	1	1	1	1

2 和水町の課題

(1) 少子化の進行

第1期計画期間中(平成27年度～平成31年度)の人口の推移をみると、年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15歳～64歳)が特に減少しています。また、令和2年から令和6年の人口推計をみると、合計特殊出生率の算定対象である15歳から49歳の女性人口は今後5年間で185人減少すると見込まれます。このような子どもの減少や出生数の減少により、今後も少子化の進行が続くと考えられます。

今後、本町の少子化の進行に歯止めをかけるためにも、子どもを産みやすい・生みたいと思う環境づくり、子どもを育てやすい・育てたいと思う環境づくりが必要であり、結婚・妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援体制の充実が必要であると考えられます。

そのために、住民の方のご意見をしっかりと取り入れ、出産・子育て世代に寄り添い取り組んでいく必要があります。

(2) 共働き家庭への支援

アンケート調査結果から、就労している母親の増加に伴い、共働き家庭が5年間で増加していることがわかります。仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた広報・啓発等、男女がともに働きながら子育てがしやすい環境づくりを推進していく必要があります。

(3) 各種サービスや相談窓口の広報・啓発

アンケート調査では、「ファミリー・サポート・センター」「自治体による子育て情報(ホームページ等)」「自治体の子育て相談窓口」「子育てサークル」を知っていると答えた人が半数を下回りました。今後は、必要な人へ事業の周知を行うこと、気軽に相談できる窓口の設置(利用者支援事業等)を行うことが求められます。

(4) 放課後の居場所づくりの充実

放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)については、第1期計画期間中は小学校低学年を対象に実施してきました。アンケート調査では高学年の利用ニーズは一定数あがっており、また、近年、部活動が社会体育へ移行したことから、より利用したいと考えている保護者は増えていると考えられます。そのため、第2期計画期間中に高学年児童の受け皿の整備等を実施する必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

近年、全国的に問題とされている少子化、子どもの貧困、児童虐待等の問題については本町でも問題解決に向けて取り組まなければならない課題です。子どもたちが安心して健やかに成長できる環境や子育てができる環境を整えるためにも、関係機関が連携し、ともに課題解決に向けて取り組む必要があります。

また、すべての子どもの最善の利益の実現を目指すとともに、子育てしやすいまちにするためには家庭や地域、企業や幼児教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、関連施策を推進していきます。

なお、その際、「子ども・子育て支援法」及び「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に準拠して、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するということを基本的認識としつつ、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう、配慮するものとし取り組む必要があります。

子どもの笑顔が輝く和水町

2 計画の基本目標

(1) 子どもが心身ともに健やかに育つまちづくり

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、幼児期の教育・保育の充実をはじめ、支援が必要な子どもたちへの支援の充実を図ります。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図っていきます。

(2) 地域全体で子育てを支援するまちづくり

近年の都市化・核家族化といった社会環境の変化により、子育て環境が大きく変化し、地域との関係の希薄化や孤立化が進行しています。地域全体で支え合うためにも、仕事と子育ての両立に関する取り組みの推進や親子の交流の場の提供を行います。

(3) 安心して子どもを生み、子どもを育てることができるまちづくり

仕事を続けながら子育てを行うことができるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や保護者が就労しやすいまちを目指します。

第5章 子ども・子育て支援の講ずべき施策

1 教育・保育提供区域

和光町は、平成18年に旧菊水町と旧三加和町が合併して、現在までに至っています。

合併後、数年経過した現在では、旧町の垣根を取り払い保育所や子育て支援センター等の利用がなされているため、教育・保育を提供する単位としては、「町単位」に設定しています。

2 幼児期の学校教育・保育の提供体制の整備

就学前児童の教育・保育について、幼稚園・保育所の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望等を踏まえ、計画期間内の「量（利用者数や利用日数等）の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性あり)	保育所 認定こども園 地域型保育*
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性あり)	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所(園)の両方の機能を併せ持った施設として、都道府県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育…市町村から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。



「量の見込み」及び「確保方策」（単位：人）

	令和2年度					令和3年度					令和4年度						
	1号		2号		3号	1号		2号		3号	1号		2号		3号		
	成園 + 私学 助付	施設 型給 付 が 強い	幼 児 期 の 学 校 教 育 希 望	左 記 以 外	1 〜 2 歳	0 歳	成園 + 私学 助付	施設 型給 付 が 強い	幼 児 期 の 学 校 教 育 希 望	左 記 以 外	1 〜 2 歳	0 歳	成園 + 私学 助付	施設 型給 付 が 強い	幼 児 期 の 学 校 教 育 希 望	左 記 以 外	1 〜 2 歳
量の見込み	6	5	182	107	32	6	5	184	102	32	6	5	172	95	29		
確保方策	幼稚園	0				0					0						
	認定こども園 (幼稚園部分)	15				15					15						
	認定こども園 (保育所部分)			110	60	15			110	60	15			110	60	15	
	保育所			92	60	18			92	60	18			92	60	18	
	地域型保育事業				0	0				0	0				0	0	
	企業主導型 (地域枠)				0	0				0	0				0	0	0
	計	15		202	120	33	15		202	120	33	15		202	120	33	
合計	15		202		153	15		202		153	15		202		153		
確保方策-量の見込み	9		15		14	9		13		19	9		25		29		
自市町村の居住児童 の弾力運用分	0		0		0	0		0		0	0		0		0		
実施箇所	1		4		4	1		4		4	1		4		4		

	令和5年度					令和6年度						
	1号		2号		3号	1号		2号		3号		
	成園 + 私学 助付	施設 型給 付 が 強い	幼 児 期 の 学 校 教 育 希 望	左 記 以 外	1 〜 2 歳	0 歳	成園 + 私学 助付	施設 型給 付 が 強い	幼 児 期 の 学 校 教 育 希 望	左 記 以 外	1 〜 2 歳	0 歳
量の見込み	5	4	165	93	28	5	4	157	90	27		
確保方策	幼稚園	0				0						
	認定こども園 (幼稚園部分)	15				15						
	認定こども園 (保育所部分)			110	60	15			110	60	15	
	保育所			92	60	18			92	60	18	
	地域型保育事業				0	0				0	0	
	企業主導型 (地域枠)				0	0				0	0	0
	計	15		202	120	33	15		202	120	33	
合計	15		202		153	15		202		153		
確保方策-量の見込み	10		33		32	10		41		36		
自市町村の居住児童 の弾力運用分	0		0		0	0		0		0		
実施箇所	1		4		4	1		4		4		

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やアンケート調査の結果等により把握した利用希望等を踏まえたうえで、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

(1) 各事業の見込み量及び確保方策

①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。（保育コンシェルジュ等）

「量の見込み」及び「確保方策」（単位：箇所）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	基本型 特定型	1	1	1	1	1
	母子 保健型	1	1	1	1	1
確保方策	基本型 特定型	1	1	1	1	1
	母子 保健型	1	1	1	1	1
子育て世代包括支援センターとして、子育て支援の情報提供や相談・助言等を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の構築を検討していきます。						

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

「量の見込み」及び「確保方策」（単位：人回）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
確保方策	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
子育て支援センターピノッキオと和木町子育てひろばの事業を継続し、今後は更に利用しやすい施設の整備を図るとともに、提供体制の充実に努めます。また、令和元年度より英語教育を実施しており、利用者は増加しています。					

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な妊娠・出産に資するよう、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

「量の見込み」及び「確保方策」 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	52	52	48	46	44
確保方策	母子健康手帳交付時に受診券（令和元年度時点では14回分）を交付し、契約医療機関で実施した健康診査の検査費用の一部助成を行います。 また、初妊婦やハイリスク妊婦等、訪問が必要と思われる妊婦には、助産師や保健師が家庭訪問・電話により、相談対応を実施していきます。				

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

「量の見込み」及び「確保方策」 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	52	52	48	46	44
確保方策	助産師、保健師、母子保健推進員により、新生児のいる全ての家庭を訪問していきます。				

⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

○養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

「量の見込み」及び「確保方策」 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	52	52	48	46	44
確保方策	支援が必要と思われる家庭に対して、助産師、保健師、児童委員、母子保健推進員が訪問を実施し、養育に関する指導・助言を行っていけるよう、計画期間中に実施を検討します。				

○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業。

「量の見込み」及び「確保方策」（単位：箇所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
	要保護児童の対応強化のため事業継続していきます。				

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

「量の見込み」及び「確保方策」（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	7	7	7	7	7
確保方策	7	7	7	7	7
	現在の提供体制で対応が可能です。年齢や対象者に応じた実施施設へ事業を委託することにより、今後も引き続き事業を継続していきます。				

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） 就学児童

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

「量の見込み」及び「確保方策」（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	10	10	10	10	10
確保方策	60	60	60	60	60
	現在、就学児童の利用はありませんが、今後も和水町社会福祉協議会に事業を委託し、ファミリー・サポート・センターを子育て支援事業として有効に利用してもらえるよう事業の周知と利用促進に努めます。				

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」と「それ以外（保育所での一時預かり等）」に分けて算出することとされています。

○幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

「量の見込み」及び「確保方策」（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1,391	1,391	1,391	1,391	1,391
確保方策	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	菊水ひまわり園で事業を実施していきます。				

○それ以外（保育所での一時預かり等）

「量の見込み」及び「確保方策」（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	401	401	401	401	401
確保方策	500	500	500	500	500
	就学前児童全般を対象とした保育所等での一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）子育て短期支援事業（トワイライトステイ）が当該事業に該当します。ニーズに応じた供給体制の確保に取り組めます。				

⑨時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。

「量の見込み」及び「確保方策」（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	139	137	130	125	119
確保方策	150	150	150	150	150
	町内の私立認定こども園（菊水ひまわり園）、私立保育園（あおば保育園・春富保育園）と公立保育園（神尾保育園）で事業を継続し実施していきます。				

⑩病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児預かり事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。

「量の見込み」及び「確保方策」 (単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	80	80	80	80	80
確保方策	980	980	980	980	980
	事業の利用者は増えています。今後も、公立玉名中央病院敷地内に設置してある「ひだまりキッズ」とあおば保育園内にある病児・病後児保育室「そら」に業務委託を継続し実施していきます。				

⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

〈新・放課後子ども総合プランについて〉

共働き家庭等の児童を対象とした「放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)」による学童保育と、すべての児童を対象に、様々な体験活動等を行う「放課後子ども教室」の連携による、放課後児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。

同一小学校内等において、学童クラブ及び放課後子ども教室が実施されている場合は、放課後子ども教室の活動プログラムに学童クラブの児童も参加できるよう両事業の従事者・参加者が連携して、学習・体験プログラムを実施、内容の充実を図ります。

国は、「新・放課後子ども総合プラン」の策定により、令和3年度末までに放課後児童クラブについて約25万人分を整備、令和5年度までに計約30万人分の受け皿を整備することを目指しています。また、学童クラブの放課後子ども教室との一体的な実施の推進や、学校施設の活用等を推進しているところです。

本町では、なごみ学童クラブ（菊水中央小学校内）とひまわりサポート（菊水ひまわり園）、春富保育園学童クラブ（春富保育園）、神尾保育園、あおば学童クラブ（あおば保育園）で小学校1年生から3年生を対象に放課後児童クラブを実施しています。また、なごみ学童クラブでは放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に行ってきました。

令和2年度は菊水地区の小学校統合により、菊水小学校近隣になごみ学童クラブを新設し、放課後に保育を必要とする小学生を受け入れていきます。

また、学童クラブと放課後子ども教室との一体的な実施については、関係機関が連携しながら、菊水小学校と三加和小学校を拠点に推進していくこととします。

「量の見込み」及び「確保方策」（単位：人）

	学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1年生	42	38	44	39	40
	2年生	30	26	24	27	24
	3年生	20	24	21	19	22
	4年生	12	10	12	11	10
	5年生	4	4	4	5	4
	6年生	5	4	5	5	5
	合計	113	106	110	106	105
確保方策		125	125	125	125	125
なごみ学童クラブ、春富保育園学童クラブ、神尾保育園、あおば学童クラブにおいて実施します。今までは低学年児童の利用にとどまっていたが、今後は高学年の利用も可能とし受け皿の整備に努めます。						

また、新・放課後子ども総合プランにおいて、市町村の計画に盛り込むとされている内容について以下のように設定します。

【1】 放課後児童クラブの令和5年度までに達成されるべき目標事業量

- 令和5年度までに、学童保育を実施している各クラブにおいて1年生から6年生までの児童を受け入れるための方策を実施します。また、定数を超過受け入れができない場合は、小学校の空き教室やその他の施設を活用した学童保育の実施やその他の地域の活動との連携を検討します。

【2】 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量

- 令和5年度までに、菊水小学校と三加和小学校を拠点に放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携して行うことを目指します。

【3】 放課後子ども教室の令和5年度までの整備計画

- 計画期間中、町内小学校において継続して実施することを目指します。

【4】 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- 共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区毎の定期的な話し合いの場を設けます。
- 連携型の場合の共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、各機関が協力して見守り、場合によってはボランティア等を配置することを検討します。

【5】 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

- 運営委員会等において、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表します。
- 事業の実施主体である教育委員会（放課後子ども教室）と福祉部局（放課後児童クラブ）の担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、新・放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促します。
- 放課後子ども教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進します。

- 【6】 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策**
- ・放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化する等明確化を行います。
 - ・総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について、必要に応じて報告、協議を行います。
- 【7】 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策**
- ・配慮を必要とする児童については、他の児童と変わらないようにサポートが受けられるよう、人材確保に努めます。
- 【8】 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み等**
- ・令和5年度までに、開所時間延長支援事業をすべての放課後児童クラブで実施することを目指します。
- 【9】 放課後児童クラブが生活習慣等子どもの健全な育成の場としての役割をさらに向上させていくための方策**
- ・人材育成のため、研修等の機会を設け、専門的知識や技術向上に努めます。
- 【10】 放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策**
- ・町のホームページや広報紙を使用し、事業内容等の情報提供に努め、利用希望者や地域住民に対し放課後児童クラブについて周知を推進します。

⑫実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、副食費等を助成する事業。

事業の実施に当たっては、負担軽減策の一つとして必要に応じて実施を検討していきます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

地域の実情やニーズに応じて、実施を検討していきます。



4 母子保健事業の推進

生涯を通じ健やかで心豊かに生活するためには、妊娠中や子どもの頃からの健康、つまり次世代の健康が重要です。妊娠前・妊娠期の心身の健康づくりを行うとともに、子どもの健やかな発育とより良い生活習慣を形成することで、成人期、高齢期等の生涯を通じた健康づくりを推進していくことができます。また、子どもが成長し、やがて親となり、その次の世代を育むという循環においても、子どもの健やかな発育や生活習慣の形成はその基礎にもなります。

近年、少子化や核家族化、共働き世帯やひとり親世帯の増加といった家族形態の多様化等、子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。親子をとりまく環境が複雑化・多様化する状況において、安心して出産・育児に取り組めるよう、妊娠中から妊婦やその家族が主体的に自らの生活や健康に関心をもてるような環境づくりが重要です。また、乳幼児期からの適切な生活習慣の基礎作りのために、生活リズムや食生活等を確立し、生活習慣病予防や良好な情緒の発達等に焦点をあて、事業に取り組んでいく必要があります。

(1) 課題と施策の展開

国では、5年後（令和6年度）の「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向けて、3つの基盤課題と2つの重要課題を設定しており、「健やか親子21（第2次）」においては、これらの課題ごとに目標設定の考え方を整理しています。本町の母子保健事業においても、国の設定した5つの課題を前提に、本町における母子保健を取り巻く現状や課題を踏まえながら、母子保健施策を行います。

〈参考：「健やか親子21（第2次）」における課題の概要〉

課題名		課題の説明
基盤課題A	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関係機関の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析の構築を図ることにより、切れ目のない支援体制の構築を目指す。
基盤課題B	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、他分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指す。
基盤課題C	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指す。

課題名		課題の説明
重点課題①	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	親子が発信する様々な育てにくさ（※）のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図る。 ※育てにくさ：子育てに関わる者が感じる育児上の困難感
重点課題②	妊娠期からの児童虐待防止対策	児童虐待を防止するための対策として、以下の取り組みの充実を図る。 ①発生予防策として、妊娠届出時等妊娠期から母子と関わりを持つ。 ②早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携を強化する。

目標 A：安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の充実

- 母子健康手帳交付時に特定妊婦を把握し、保健師・母子保健推進員による妊産婦の家庭訪問、産後うつに対しては医療機関等の関係機関との連携を図ることにより、早期から継続した支援を行います。
- 出生届出の手続き、就学前の子どものいる家庭が転入手続きで窓口に来所された際、保健師等が面接を行い、母子の健康上の相談に応じます。また、個々のニーズにあった子育て支援サービスについての情報提供等を行い、必要に応じて関係機関と連携し、解決に導く総合的な支援を行います。
- 低出生体重児の発症予防対策として、母子健康手帳交付時の健康教育の充実や妊婦健康診査費用の助成、妊婦健康診査結果に基づいた妊産婦の保健指導の充実に取り組みます。
- 乳幼児健康診査で、疾病の早期発見に努めるとともに、発育・発達の確認や育児相談を行います。
- 保健師・栄養士・歯科衛生士・保育士等の専門職が、定期的に健康相談を実施するとともに、常時窓口や電話での相談対応を行い、妊婦や子どもの健康や育児に関する相談の機会を提供します。
- 子ども達の心の安らかな発達が促されるよう、乳幼児健康診査や乳幼児健康相談、母子保健推進員活動等を通じて、子どもの自尊感情を育てることの重要性を伝え、子どもへの関わり方をアドバイスします。
- 不妊症と診断された夫婦であり条件を満たす夫婦に対し、一般不妊治療（人工授精）の治療費を一部助成します。

目標 B：子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実

- 歯の健康の保持増進を図るため、乳幼児期からのむし歯予防教室や歯科保健指導を実施するとともに、保育所・幼稚園・小学校でのフッ化物塗布・フッ化物洗口を実施します。
- 疾病等の早期発見及び将来の生活習慣病予防を目的として、教育委員会主体で小学6年生を対象に、身体計測や血圧・血液検査等を行います。また、検査結果において、要指導児及び保護者に対し保健師、栄養士が個別に保健指導を行います。

目標 C：妊産婦や子どもの成長を見守り、親子を孤立させない環境整備の充実

- 慣れない子育てに戸惑いや不安を強く感じやすい生後4ヵ月未満の乳児のいる家庭に、保健師・母子保健推進員が全家庭を訪問し、母子の健康状態等の把握を行い、養育についての相談に応じます（乳児家庭全戸訪問事業）。また、地域で楽しく子育てできるよう、子育て支援を行っている場の情報提供を行います。
- 妊娠中から子育て仲間をつくったり、先輩ママや赤ちゃんと触れあえる機会の情報提供を行います。

重点目標 1：親や子どもの多様性を尊重し、親に寄り添う支援の充実

- 母子健康手帳交付時・出生届出時・新生児訪問・乳児家庭全戸訪問・乳幼児健康相談・乳幼児健康診査等の母子の状況が変化していく各時期に、専門職が母子の身体的・精神的・社会状況等を確認しながら相談に対応し、保護者が心に余裕を持ち、自信をもって育児ができるよう支援を行います。
- 乳幼児健康診査で、子どもの発育・発達状況を確認し、保護者の悩みや負担感を受け止めながら、個性や発達段階・家庭状況にあわせた育児のアドバイスを行っています。また、必要時には、心理士等の専門職による発達相談の紹介を行ったり、継続した支援を行います。

重点目標 2：妊娠期からの虐待防止対策の強化

- 母子健康手帳交付時・出生届出時・新生児訪問・乳児家庭全戸訪問・乳幼児健康相談・乳幼児健康診査等の面接の機会に、母子の身体的・精神的状況や家庭環境等に応じアドバイスを行い、虐待の予防に努めます。また、必要に応じて、関係機関と連携を図り対応していきます。
- 長期間里帰りしている等、家庭の都合で乳児家庭全戸訪問を実施できない場合には、電話等で状況を確認します。また、乳幼児健康診査においても、未受診者には家庭訪問や電話等で状況を伺います。

〈具体的な取り組み〉

事業名	事業内容
母子健康手帳交付及び保健指導	対象：妊婦、月4回及び随時 内容：母子健康手帳の交付と妊婦受診券発行 妊娠期の生活習慣病予防等の保健指導
妊婦健康診査	＜医療機関委託＞ 一般健康診査（超音波検診含む）14回 初回検査時に早産予防対策として膣分泌物細菌検査を実施 妊婦歯科健康診査 1回
妊産婦訪問指導	＜地区担当保健師＞ 初回妊婦：ハイリスク妊婦については電話と訪問において対応 産婦：新生児・乳幼児訪問と同時に対応
新生児及び乳幼児訪問指導	＜保健師＞ 対象：生後2ヵ月を迎えるまでの新生児・乳児 訪問が必要と思われる乳幼児
	＜母子保健推進員（町より委嘱）＞ 対象：乳幼児健康診査及び相談対象者に受診勧奨
4ヵ月児健康診査	対象：4ヵ月児、1回/月 内容：身体発育及び精神・運動発達の確認 小児科医診察、生活・栄養面に関する指導
7ヵ月児健康診査	対象：7ヵ月児、1回/月 内容：身体発育及び精神・運動発達の確認 小児科医診察、生活・栄養面に関する指導 歯科衛生士による歯科保健指導
1歳6ヵ月児健康診査	対象：1歳6ヵ月～1歳8ヵ月児 6回/年 内容：身体発育及び精神・運動発達の確認 小児科医診察、生活・栄養面に関する指導 歯科医検診、歯科衛生士によるむし歯予防教育 保育士による育児相談
2歳児歯科検診	対象：2歳1ヵ月～2歳3ヵ月児 6回/年 内容：身体発育及び精神・運動発達の確認 歯科医検診、歯科衛生士によるむし歯予防教育 保育士による育児相談、生活・栄養面に関する指導

事業名	事業内容
3歳児健康診査	対象：3歳5ヵ月～3歳7ヵ月児 6回/年 内容：身体発育及び精神・運動発達の確認 小児科医診察、生活・栄養面に関する指導 歯科医検診、歯科衛生士によるむし歯予防教育 保育士による育児相談
乳幼児健康相談（随時）	対象：乳幼児及び保護者 内容：面接及び電話相談による生活・栄養面に関する指導
2ヵ月児健康相談	対象：2ヵ月児 1回/月 内容：身体発育及び精神・運動発達の確認 生活・栄養面に関する指導、仲間づくり
1歳児健康相談	対象：11ヵ月～1歳1ヵ月児 6回/年 内容：身体発育及び精神・運動発達の確認 生活・栄養面に関する指導 絵本の読み聞かせ（教育委員会ブックスタート事業）
のびのび発達相談	対象：要指導児 12回/年 内容：臨床心理士による心理相談、発達検査等
すこやか育児相談	対象：乳幼児の要指導児 6回/年 有明保健所（子ども総合療育センターより来所） 内容：医師・理学療法士等の専門職による発達診察、指導、助言等
乳幼児・1歳6ヵ月・3歳児精密健康診査	対象：乳幼児健康診査で精密検査が必要と認められた児 医療機関委託
むし歯予防教室	対象：保育園等幼児及び町内の幼児の希望者 2回/年 春・町内保育園等 4ヵ所で計4回 秋・保健センター1回 内容：歯科医検診、歯科衛生士による講話 歯磨き指導、フッ化物塗布
フッ化物洗口(就学前)	対象：町内保育園等の年長児及び年中児の希望者 内容：5回/週、フッ化物洗口毎日法
フッ化物洗口(学校)	対象：和水町小中学校生の希望者 内容：1回/週、フッ化物洗口週1日法
母子保健推進委員会	推進員数：9名（菊水4名・三加和5名） 活動内容：定例会及び研修会参加 隔月 訪問活動（2ヵ月児・7ヵ月児健康診査及び相談の受診勧奨） 母子保健事業への協力

事業名	事業内容
BP 講座 ～親子の絆づくりプログラム～ (子ども家庭係主体)	対象：第1子をもつ母親と生後5ヵ月までの赤ちゃん 回数：2回 内容：知識を学ぶだけでなく、参加したお母さん同士が話し合 う中で、育児の知識やスキル、親の役割等を一緒に学 び深めていく
Nobody's Perfect 講座 (なごみ子育て講座～に じいろ～) (子ども家庭係主体)	対象 0歳～5歳までのお子さんを育てるお母さん、お父さん 回数 1回 内容 参加者中心型・グループワーク主体 お互いの体験や不安を話し、交流する中で子育ての知識 を学びあう
地域療育巡回指導 (障がい福祉係主体)	対象：町内保育園、認定こども園 1回/月(1園を4ヵ月に1回巡園) 内容：有明地域療育センター相談員による指導・相談 (発達障がい児等の対応方法を園保育士へ指導)
学童血液検査 (教育委員会主体)	対象：小学6年生の希望者 内容：血液検査(生活習慣病対策)
一般不妊治療費助成事業	対象： (1) 法律上、婚姻関係にある夫婦であること (2) 医療機関において不妊症と診断された夫婦であること (3) 治療費助成の申請日における妻の年齢が41歳未満である こと (4) 人工授精を受けた日から申請日までの間、夫婦いずれかが継 続して和水町の住民基本台帳に登録があること (5) 町税及び公共料金の滞納がないこと (6) 他の自治体において同一の助成を受けていない者 (7) 夫及び妻の前年所得(1月から5月までに申請をする場合 は、前々年の所得)の合計額が730万円未満である場合。 内容：一般不妊治療のうち、人工授精 (1妊娠につき、5万円まで)
妊婦歯科健康診査	対象：妊婦届出のあった妊婦 内容：妊婦歯科健康診査(上限3,000円助成)



〈各種目標と具体的な取り組み〉

	取り組み	目標 A	目標 B	目標 C	重点 目標 1	重点 目標 2
1	母子健康手帳の交付と保健指導	○		○	○	○
2	妊婦健康診査	○				
3	妊産婦訪問	○		○	○	○
4	新生児及び乳幼児訪問	○		○	○	○
5	4ヵ月児健康診査	○		○	○	○
6	7ヵ月児健康診査	○		○	○	○
7	1歳6ヵ月児健康診査	○		○	○	○
8	2歳児歯科検診	○		○	○	○
9	3歳児健康診査	○		○	○	○
10	乳幼児健康相談	○			○	○
11	2ヵ月児健康相談	○		○	○	○
12	1歳児健康相談	○		○	○	○
13	のびのび発達相談	○			○	○
14	すこやか育児相談	○			○	○
15	乳幼児・1歳6ヵ月・3歳児精密健康診査	○			○	○
16	むし歯予防教室	○	○			
17	フッ化物洗口(就学前)	○	○			
18	フッ化物洗口(学校)		○			
19	母子保健推進員会	○		○	○	○
20	BP 講座～親子の絆づくりプログラム～	○		○	○	○
21	Nobody's Perfect 講座	○		○	○	○
22	地域療育巡回指導	○			○	○
23	学童血液検査		○			
24	一般不妊治療費助成事業	○				
25	妊婦歯科健康診査	○				



5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進をするため、認定こども園、幼稚園、保育所等及び地域子ども・子育て支援事業等の担当部局が相互に連携することができる体制を整備することが必要であり、関係部局を一元化する等、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

6 産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休暇、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、産前・産後休暇、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行います。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等、県が行う施策との連携を図ります。

(1) 児童虐待防止対策の充実

平成 28 年度に行われた児童福祉法等の改正において、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、国において、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることとされました。

改正においては、児童福祉法の理念を明確化するとともに、国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化することとされており、それぞれの機関がその役割・責務のもとに連携し、児童虐待の発生予防に加え、虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援に取り組むこととされています。

〈具体的な取り組み〉

事業名	事業内容
要保護児童対策地域協議会	児童相談所と連携し、要保護児童や要支援児童とその家族等への適切な支援を図る。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。

(2) 母子家庭及び父子家庭への支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。そのため、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

〈具体的な取り組み〉

事業名	事業内容
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成する。
母子家庭等自立支援教育訓練給付金、母子家庭等高等職業訓練促進給付金	熊本県が実施する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象とした給付事業を行う。
児童扶養手当	ひとり親家庭や、父母がいなかったため父母以外の方が児童を養育する場合等に、児童を養育する家庭の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給する。

(3) 障がい児施策の充実

障がい児の保護者は、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。子どもの成長の様子がどこか他の子と違うのではないかと思い始めたときからの不安、医師に障がいがあると知らされたときのショック、障がいを受け入れられない日々の葛藤、周囲の無理解による孤独感、日々の介助に伴う介助疲れ等、余裕のない追いつめられた状況が生まれる危険性があります。そして、そのような状況を打破するためにも身近な地域で困っていることに応えられる支援が必要です。

乳幼児健診は、障がいの早期発見の機会であるとともに、保護者の不安解消の機会でもあります。一人で不安や悩みを抱え込まないよう、気になることがあれば早めに気軽に相談してもらえよう、引き続き周知、啓発を図ります。

〈具体的な取り組み〉

事業名	事業内容
保育所（園）等における障がい児の受入の推進	職員を加配し障がい児保育に取り組む私立保育所に対し、補助を行うことにより児童の福祉の向上を図る。
有明地域療育センター巡回指導	有明地域療育センターの巡回支援専門員整備事業を活用し、発達障がいになる子どもに対してのかかわり方や保護者への伝え方等、保育士の療育に関する知識や技術の向上を図る。
のびのび発達相談	未就学児を対象に、臨床心理士による保護者からの相談対応、また必要に応じ発達検査を実施する。
すこやか育児相談	乳幼児を対象に、医師・理学療法士等の専門職による発達診察や、指導、助言等を行う。
児童発達支援	身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行う。
放課後等デイサービス	修学中の障がいのある児童に対して、放課後や長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供する。

8 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境と教育環境の整備、教育の機会均等を図り、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長する社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、さらに、同年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

本町においても、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけた「教育支援」、貧困の状況にある世帯の子どもとその保護者が地域において孤立することなく生活するために、相談事業や情報提供の充実等生活全般を支える「生活支援」、保護者が一定の収入を得て生活の安定を図るための「保護者の就労支援」、生活の基盤を下支えしていくための「経済的支援」の4つの支援を軸とし、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

〈具体的な取り組み〉

区分	事業名	事業内容
教育支援	幼児教育・保育の無償化	保育所等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちと住民税非課税世帯を対象とした0歳から2歳までの子どもたちの利用料を無償化する。また、所得に応じた副食費の無償化を実施する。
	子どもの学習・生活支援事業	週1回公民館において、任意事業所の支援員による宿題やプリント等の学習支援を実施する。 (社会福祉協議会)
生活支援	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成する。
	自立相談支援事業	様々な課題を抱えた相談者に対して相談に乗り、総合的なアセスメントを行い、自立生活のためのプランを作成し、必要に応じた支援を行っていく。 (社会福祉協議会)
就労支援	就労準備支援事業	必要に応じて、任意事業所につなぎ、就労体験等を経験し、一般就労出来るように準備を行っていく。 (社会福祉協議会)

区分	事業名	事業内容
経済的 支援	児童手当	家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として児童手当を支給する。
	児童扶養手当	ひとり親家庭や、父母がいないため父母以外の方が児童を養育する場合等に、児童を養育する家庭の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給する。
	子ども医療費助成事業	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童に対し、保護者の所得に関わらず、医療費の全額を助成する。
	就学援助	小・中学校に就学している児童生徒の保護者（町が定める認定基準に該当する者）で、就学に関して経済的な理由でお困りの方に、就学に必要な費用の一部を援助する。
	特別支援教育就学奨励費事業	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者（国が定める認定基準に該当する者）で、就学に関して経済的な理由でお困りの方に、就学に必要な費用の一部を援助する。

9 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

県、地域の企業、経済団体、労働者団体、都道府県労働局、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に密接に連携し、協力しながら、町の実情に応じた取り組みを推進します。

10 定住自立圏共生ビジョンの取り組み

和水町は隣接する玉名市及び山鹿市とそれぞれ定住自立圏形成協定を締結しています。圏域の将来像や推進する具体的取り組みを記載する定住自立圏共生ビジョンには、「子育て環境の充実」を取り組み項目に掲げ、事業を実施していきます。

- 事業内容
- ・ 保育所(園)広域入所の連携強化
 - ・ 子育て支援センター及び子育てサークルの連携とネットワーク構築
 - ・ 放課後児童支援員の連携とネットワーク構築
 - ・ ファミリーサポートセンターの連携及び人材育成等

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知徹底

(1) 町民・団体等への周知

家庭、地域、事業所等での町民等の主体的・積極的な取り組みを促進するために、町ホームページへの掲載等、この計画の周知に努めます。

2 推進体制づくり

(1) 子ども・子育て推進協議会

本計画を着実に推進していくために、「和水町子ども・子育て推進協議会」において、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握するとともに、点検・評価等の継続的な取り組みを行います。また、必要に応じ計画の見直し等を含めた検討も行います。

(2) 関係者の連携・協働

教育・保育施設と地域型保育事業者との連携、保育所等と放課後児童健全育成事業や教育委員会等との連携等、町と事業者、事業者間の連携・協働を推進します。

3 計画の点検・評価

(1) 各年度における点検・評価

「量の見込み」「確保の内容」の双方について、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等を年度ごとに点検・評価を行います。

(2) 中間年における計画の見直し

中間年を目安に、計画に定めた「量の見込み」「確保の内容」と対比して、必要がある場合には、計画の見直しを行います。

資料編

設置要綱

和木町子ども・子育て推進協議会設置要綱

平成 25 年 11 月 8 日

告示第 72 号

改正 平成 31 年 1 月 16 日告示第 1 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、和木町子ども・子育て推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、法第 77 条第 1 項に規定する事務を処理するほか、町長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な子育て支援計画の策定及び推進に関する事項について審議する。

(組織等)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者
- (5) その他町長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、協議会の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、協議会を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年告示第 1 号)

この要綱は、公示の日から施行する。

委員構成

令和元年度和水町子ども・子育て推進協議会委員名簿

番号	委員の選任区分	氏名	備考
1	子どもの保護者	中村 貴大	あおば保育園 保護者代表
2	子どもの保護者	神田 清隆	春富保育園 保護者代表
3	子どもの保護者	石原 卓佳	菊水ひまわり園 保護者代表
4	子どもの保護者	信末 知也	神尾保育園 保護者代表
5	子どもの保護者	中村 由加利	小学校保護者代表（三加和小学校）
6	子育て支援事業従事者	田中 久美子	あおば保育園 園長
7	子育て支援事業従事者	牛島 銘子	春富保育園 園長
8	子育て支援事業従事者	宇野木 かおる	きくすい保育園 園長
9	子育て支援事業従事者	星子 美紀	神尾保育園 園長
10	子育て支援事業従事者	菅原 秀一	菊水ひまわり幼稚園 園長
11	子育て支援事業従事者	高田 廣	学童クラブ
12	子育て支援事業従事者	渡辺 美代子	子育て支援拠点
13	教育委員会代表	塚本 潤	学校長（南小学校）
14	学識経験者	白木 淳	和水町議会（総務文教常任委員）
15	学識経験者	坂本 敏彦	和水町議会（厚生建設経済常任委員）
16	学識経験者	嶋添 由理子	主任児童委員
17	学識経験者	坂本 一恵	社会福祉協議会
18	その他（関係行政職員）	下津 隆晴	学校教育課長
19	その他（関係行政職員）	前渕 康彦	社会教育課長
20	その他（関係行政職員）	亀丸 麻由美	健康福祉課保健予防係

用語集

1.57 ショック

1990年になって、前年（1989（平成元年））の合計特殊出生率が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった1966（昭和41）年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃を指す。

育児休暇（育児休業）

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

核家族

夫婦（父親又は母親）とその未婚の子ども又は夫婦のみからなる家族。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）の3つの法律。

子育て安心プラン

25歳から44歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、2018（平成30）年度から2022（平成34）年度末までに女性就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することを掲げている。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの貧困の解消、子どもの健やかな成長・教育の機会均等、子どもが夢と希望を持って生活できる社会の実現を目指し制定された法律。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。

少子化社会対策大綱

従来の少子化対策の枠組みを越えて、新たに結婚の支援を加え、子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組み強化の5つの重点課題を設けている。また、重点課題に加え、長期的視点に立って、きめ細かな少子化対策を総合的に推進することとしている。

児童虐待

児童虐待は、大きく次の4つに分類される。①身体的虐待（なぐる、ける等）、②育児放棄/ネグレクト（適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする等）、③心理的虐待（言葉によるおどし、脅迫、無視等）、④性的虐待（性的いたずら等）。

ニッポン一億総活躍プラン

我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けて、平成28年6月2日に閣議決定された。

パブリックコメント

行政の施策を原案段階で公表し、市民より意見を募り、その上で意思決定を行う手続き。

BP講座

「Baby Program」の略で初めて赤ちゃんを育てている母親と0歳児の赤ちゃんが一緒に参加するプログラム。

保育コンシェルジュ

就学前の子どもの預け先について保護者の相談に応じる相談員。

M字カーブ

女性の労働力率において、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという特徴を示したものの。

幼児教育・保育の無償化

3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育所（園）・幼稚園・認定こども園等の保育料の無償化を行う制度。

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」ともいう。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。

第2期和水町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

和水町役場 健康福祉課 子ども家庭係

熊本県玉名郡和水町江田3886

TEL : 0968-86-5724

FAX : 0968-86-4660